

令和 7 年 第 5 回

芦北町議会 9月定例会会議録

開会 令和 7 年 9 月 1 日

閉会 令和 7 年 9 月 11 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

令和7年第5回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
9月 1日	月	本会議（開会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案・陳情審議 議案の委員会付託
2日	火	本会議 一般質問
3日	水	委員会審査 総務厚生（総務課、企画財政課、税務課、会計室） 建設経済文教（現地調査、建設課、教育課、商工観光課）
4日	木	委員会審査 総務厚生（健康福祉課、住民生活課、議会事務局） 建設経済文教（スポーツ・文化振興課、上下水道課、農林水産課）
5日	金	委員会審査（予備日）
6日	土	休日
7日	日	休日
8日	月	休会（議事整理）
9日	火	休会（議事整理）
10日	水	休会（議事整理）
11日	木	本会議（最終日） 議案審議（委員長報告） 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉会）

目 次

第1号（9月1日）	貢
1 議事日程	7
2 出席議員氏名	8
3 欠席議員氏名	8
4 説明のため出席した者の職氏名	8
5 事務局職員出席者	8
6 開会 開議	12
第1 会議録署名議員の指名	12
第2 会期の決定について	12
第3 諸報告	12
議長諸般の報告	12
行政報告	12
第4 町長の提案理由説明	12
第5 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	13
第6 報告第7号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価結果の報告について	14
(一括議題=日程第7から日程第14まで)	
第7 認定第1号 令和6年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	15
第8 認定第2号 令和6年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決 算の認定について	15
第9 認定第3号 令和6年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	15
第10 認定第4号 令和6年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認 定について	15
第11 認定第5号 令和6年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決 算の認定について	15
第12 認定第6号 令和6年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	15
第13 議案第36号 令和6年度芦北町水道事業会計剰余金の処分及び決算の 認定について	15
第14 議案第37号 令和6年度芦北町下水道事業会計決算の認定について	15
第15 議案第38号 令和7年度芦北町一般会計補正予算（第4号）	16

第16 議案第39号 令和7年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) - - - - -	19
第17 議案第40号 令和7年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号) - - - - -	20
第18 議案第41号 令和7年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算(第1号) - -	21
第19 議案第42号 令和7年度芦北町下水道事業会計補正予算(第1号) - - -	22
第20 議案第43号 芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び芦北町 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について - - - - -	23
第21 議案第44号 芦北町行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の 制定について - - - - -	23
第22 議案第45号 財産の取得について - - - - -	24
第23 議案第46号 財産の取得について - - - - -	25
第24 陳情第2号 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める 陳情書 - - - - -	26
7 散会 - - - - -	27

第2号(9月2日)	頁
1 議事日程 - - - - -	31
2 出席議員氏名 - - - - -	31
3 欠席議員氏名 - - - - -	31
4 説明のため出席した者の職氏名 - - - - -	31
5 事務局職員出席者 - - - - -	31
6 開会 開議 - - - - -	34
第1 一般質問 - - - - -	34
(1) 2番 楠原清照君 - - - - -	34
(2) 1番 百田翔吾君 - - - - -	47
(3) 9番 宮尾秀行君 - - - - -	51
7 散会 - - - - -	59

第3号(9月11日)	頁
1 議事日程 - - - - -	63

2	出席議員氏名	- - - - -	63
3	欠席議員氏名	- - - - -	64
4	説明のため出席した者の職氏名	- - - - -	64
5	事務局職員出席者	- - - - -	64
6	開会　開議	- - - - -	66
(一括議題=日程第1から日程第8まで)			
第1	認定第1号　令和6年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	- -	66
第2	認定第2号　令和6年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	- - - - -	66
第3	認定第3号　令和6年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	- - - - -	66
第4	認定第4号　令和6年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について	- - - - -	66
第5	認定第5号　令和6年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	- - - - -	66
第6	認定第6号　令和6年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	- - - - -	66
第7	議案第36号　令和6年度芦北町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	- - - - -	66
第8	議案第37号　令和6年度芦北町下水道事業会計決算の認定について	- - -	66
第9	発議第3号　水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書	- -	77
第10	議員派遣の件	- - - - -	78
(一括議題=日程第11から日程第14まで)			
第11	総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	- - - - -	78
第12	建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出	- - - - -	78
第13	議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出	- - - - -	78
第14	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	- - - - -	78
7	閉　会	- - - - -	79

芦北町議会定例会会議録

令和7年9月1日（月）

令和7年度第5回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年9月1日
午前10時 開会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定について
- 第3 諸報告
 - 議長諸般の報告
 - 行政報告
- 第4 町長の提案理由説明
- 第5 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第6 報告第7号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について
- (一括議題=日程第7から日程第14まで)
- 第7 認定第1号 令和6年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 認定第2号 令和6年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 認定第3号 令和6年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第4号 令和6年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第5号 令和6年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第6号 令和6年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議案第36号 令和6年度芦北町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第14 議案第37号 令和6年度芦北町下水道事業会計決算の認定について
- 第15 議案第38号 令和7年度芦北町一般会計補正予算（第4号）
- 第16 議案第39号 令和7年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第40号 令和7年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第41号 令和7年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第42号 令和7年度芦北町下水道事業会計補正予算（第1号）

- 第20 議案第43号 芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第44号 芦北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第45号 財産の取得について
- 第23 議案第46号 財産の取得について
- 第24 陳情第2号 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書
(散会)

2 出席議員（11名）

1番 百田翔吾君	2番 楠原清照君
3番 長口隆君	4番 林田燿宏君
5番 坂本登君	7番 白坂康浩君
8番 草野安道君	9番 宮尾秀行君
10番 川尻成美君	13番 元山秀志君
14番 宮内道則君	

3 欠席議員（2名）

6番 寺本順一君	11番 寺本修一君
----------	-----------

4 説明のため出席した者の職氏名（15名）

町長 竹崎一成君	副町長 松本俊造君
教育長 岩田繁義君	総務課長 池田康浩君
企画財政課長 田代忍君	税務課長 内田照也君
住民生活課長 窪田和彦君	健康福祉課長 鳥居佳史君
農林水産課長 福田鉄也君	商工観光課長 梶浩之君
建設課長 平田秀臣君	上下水道課長 才保親哉君
教育課長 宮島昭典君	スポーツ・文化振興課長 溝俣圭一君
会計管理者兼会計室長 山下博章君	

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 岡田謙治君	次長(課長補佐) 鎌田富士夫君
--------------	-----------------

議 長 諸 般 の 報 告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 南九州西回り自動車道早期実現期成会通常役員総会
期 日 令和7年6月30日（月）
場 所 あらせ（水俣市）
内 容 事業進捗状況等について 外
- 3 八代天草シーライン建設促進議員連盟総会
期 日 令和7年7月4日（金）
場 所 ホテル竜宮（上天草市）
内 容 2025年度事業計画について 外
- 4 南九州西回り自動車道建設促進期成会役員会
期 日 令和7年7月8日（火）
場 所 ホテルキング（出水市）
内 容 令和6年度事業経過報告及び収支決算 外
- 5 水俣芦北地区中山間地域総合整備事業（広域連携型）推進協議会定期総会
期 日 令和7年7月11日（金）
場 所 芦北町役場3階大会議室
内 容 令和6年度事業実績及び歳入歳出決算について 外
- 6 南九州西回り自動車道の早期実現に関する要望活動
期 日 令和7年7月22日（火）
場 所 東福第2ビル 第1会議室（福岡市）
- 7 水俣・芦北地域振興推進委員会と水俣・芦北地域振興推進協議会との意見交換会
期 日 令和7年7月28日（月）
場 所 ホテル熊本テルサ（熊本市）
内 容 第七次水俣・芦北地域振興計画 令和8年度実施計画編（案）について 外
- 8 福岡県大刀洗町議会建設経済委員会視察研修来町
期 日 令和7年7月30日（水）～31日（木）
場 所 芦北町役場3階議員控室 外
内 容 豪雨災害復旧復興状況について 外
- 9 八代市新市誕生二十周年記念式典
期 日 令和7年8月1日（金）
場 所 桜十字ホールやつしろ（八代市）

10 水俣・芦北地域振興計画の推進に関する要望活動及び南九州西回り自動車道の早期実現に関する要望活動

期 日 令和7年8月5日（火）～6日（水）

場 所 各関係省庁及び衆議院・参議院議員会館（東京都）

11 熊本県町村議會議長会第2回理事会

期 日 令和7年8月8日（金）

場 所 芦北町役場3階正副議長室（オンライン）

内 容 令和6年度決算協議 外

12 芦北町民生委員推薦会

期 日 令和7年8月12日（火）

場 所 芦北町役場3階第1会議室

内 容 一斉改選に伴う民生委員児童委員の推薦について

13 熊本県町村議會議長会（正副議長研修会）

期 日 令和7年8月20日（水）

場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）

講 師 時事総合研究所客員研究員 明石 和康 氏

内 容 講演：演題「トランプ政権と世界＝力の外交と貿易戦争の行方＝」

令和7年9月1日

芦北町議會議長 宮 内 道 則

芦町監第11号
令和7年8月8日

芦北町議会議長 宮内道則様

芦北町監査委員 井川良一

芦北町監査委員 長口 隆

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和7年7月31日

3 検査実施日

令和7年8月 8日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	1,643,879,786 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基 金 に 関 す る 現 金	6,971,680,334 円
	歳 入 歳 出 外 現 金	84,157,036 円
	計	8,699,717,156 円
	水 道 事 業 会 計	353,097,599 円
	下 水 道 事 業 会 計	66,236,138 円

開会 午前10時00分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年第5回芦北町議会定例会を開会します。

寺本修一君と寺本順一君から欠席届が出ております。

会議に先立ち、7月28日付けで新しい課長が誕生しておりますので、自席より挨拶を求めるます。溝俣スポーツ・文化振興課長。

○スポーツ・文化振興課長（溝俣圭一君） おはようございます。

7月28日付けの人事異動によりまして、スポーツ・文化振興課長を拝命いたしました溝俣でございます。微力ではございますが、これまでの経験を生かし、スポーツや文化の振興のために誠心誠意努めてまいる所存でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮内道則君） 以上で挨拶を終わります。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮内道則君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番 川尻君及び13番 元山君の2人を指名します。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第2 会期の決定について

○議長（宮内道則君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から9月11日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月11日までの11日間に決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第3 諸報告

○議長（宮内道則君） 日程第3「諸報告」を行います。

議長諸般の報告、例月現金出納検査結果及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。以上で諸報告を終わります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第4 町長の提案理由説明

○議長（宮内道則君） 日程第4「町長の提案理由説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会9月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご出席を賜り、ありがとうございました。

さて、8月6日からの大雨では、九州、四国、北陸地方に線状降水帯が発生し、多いところでは降り始めからの総雨量が600mmを超え、県内でも7つの市町に大雨特別警報が発表されるなど、記録的な大雨により死者、行方不明者が発生する大きな被害となりました。

亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、行方不明者の一刻も早い安否確認を祈るものであります。なお、被災市町村については、要請により職員を派遣し、復旧・復興に向けた支援を行っているところです。

本町では、レベル3、高齢者等避難を発令したものの、幸いにも大きな被害はありませんでしたが、今後も、台風の発生、秋雨前線の活動などが予想されることから、継続して気象情報を注視し、関係機関と連携を図りながら対応に万全を期してまいります。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして、ご説明申し上げます。

まず、健全化判断比率及び資金不足比率の報告及び芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告を提出しております。

また、令和6年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計及び下水道事業会計に係る決算認定等8件、令和7年度芦北町一般会計及び特別会計並びに下水道事業会計に係る補正予算4件、条例の一部改正2件、財産の取得について2件、合計19件を提案しております。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（宮内道則君） 町長の説明が終わりました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第5 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（宮内道則君） 日程第5、報告第6号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件について、報告を求めます。田代企画財政課長。

○企画財政課長（田代 忍君） 報告第6号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て、その意見書を別紙のとおり付して、今回報告するものでございます。

それでは、それぞれの指標について、ご説明をいたします。

資料の1ページをご覧ください。はじめに、実質赤字比率です。

実質赤字比率は、一般会計及び町有温泉会計、奨学資金会計からなる普通会計ベースにおける実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、本町では赤字決算を計上していないため、数値として表れてまいりません。

次に、連結実質赤字比率は、水道会計、下水道会計を含む全会計を対象とした実質赤字比率を表すもので、本町では赤字決算ではございませんので、数値としては表れてまいりません。

資料の2ページ目をご覧ください。実質公債費比率です。

実質公債費比率は、標準財政規模に対する一般会計などが負担する元利償還金などの比率です。なお、3か年の平均で求めるようになっており、令和6年度は昨年度から0.2ポイント増の5.1%となっております。なお、比率が18%を超えると地方債の発行に際し許可が必要となり、25%を超えると早期健全化団体となり財政の早期健全化のための計画の策定が必要となります。さらに35%以上となりますと、財政再生団体となります。

次に、資料の3ページをご覧ください。将来負担比率です。

将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対しどの程度あるかを表す比率です。充当可能な財源が負債の額を上回り、前年同様に数値は算定されませんでした。

以上、すべての指標が括弧書きで示しております早期健全化基準を下回っており、本町の財政状況は健全な状態にあると言えます。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。資金不足比率です。

資金不足比率は、水道会計及び下水道会計の公営企業の健全度がどの程度の水準にあるかをあらわすものですが、資金不足を生じている企業会計はございませんので、数値としては出てまいりません。

以上、引き続き健全財政を堅持しながら、各種事業に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。今後ともご理解とご協力をお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。以上です。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これで報告第6号を終わります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第6 報告第7号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

○議長（宮内道則君） 日程第6、報告第7号「芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について」を議題とします。

本件について、報告を求めます。宮島教育課長。

○教育課長（宮島昭典君） 報告第7号、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について、ご説明申し上げます。

教育委員会は、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果について議会へ報告するとともに、公表することとなっております。

芦北町教育委員会におきましても、令和6年度分の報告書を作成いたしましたので、この度、議会へ報告するものでございます。この評価につきましては、教育委員会事務局であります教育課、スポーツ・文化振興課におきまして、事業のニーズ、町関与の範囲、達成度、効率性、公平性の5項目について評価を行い、事務局の評価結果に学識経験者の意見を添えて、教育委員会会議において評価を行っております。

配布しております報告書の1ページ、2ページに事業ごとの評価結果をまとめております。評価結果につきましては、A、B、C、Dの4段階で行っております。

全53事業中、A評価が35事業で全体の66%、B評価が18事業で34%、C及びDの評価はございませんでした。

各事業の概要、事務局の評価並びに学識経験者の意見を踏まえた上での教育委員会の評価につきましては、3ページ以降の事業ごとの評価結果報告書に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これで報告第7号を終わります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第7 認定第 1号 令和6年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

第8 認定第 2号 令和6年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第9 認定第 3号 令和6年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第10 認定第 4号 令和6年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第11 認定第 5号 令和6年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第12 認定第 6号 令和6年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第13 議案第36号 令和6年度芦北町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第14 議案第37号 令和6年度芦北町下水道事業会計決算の認定について

○議長（宮内道則君） 日程第7、認定第1号「令和6年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認

定について」から日程第14、議案第37号「令和6年度芦北町下水道事業会計決算の認定について」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし、委員会付託とする旨の答申があつておりますので、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

お諮りします。ただいま一括議題といたしました議案については、会議規則第38条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の議案に対し、質疑を行います。

先の議会運営委員会において、委員会付託の答申があつております。質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から議案第37号の審査については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、所定の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会においては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告願います。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第15 議案第38号 令和7年度芦北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（宮内道則君） 日程第15、議案第38号「令和7年度芦北町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田代企画財政課長。

○企画財政課長（田代 忍君） 議案第38号、令和7年度芦北町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,221万5,000円を追加し、総額を127億1,298万円とするものです。また、第2条で地方債の補正を計上しております。

歳出からご説明いたします。予算書は10ページをお開きください。

款2総務費です。会計管理費の11万円は、システム標準化に伴う口座振替データ伝送業務委託料です。

高速交通対策費の1,000万7,000円は、A.Iオンデマンド交通及び公共ライドシェ

ア実証運行事業に係る実証運行委託料982万6,000円及び関連する消耗品費15万3,000円、通信運搬費2万8,000円です。

款3民生費です。障害者福祉費の1,990万2,000円、高齢者福祉費の72万4,000円、児童福祉総務費の219万5,000円、児童措置費の326万5,000円は、それぞれ国庫負担金等精算償還金です。

予算書は11ページです。

款4衛生費です。保健衛生総務費の442万4,000円は、妊婦のための支援給付金事業の補助対象が拡大されたことによる会計年度任用職員1名分の報酬など270万3,000円、また、この事業で相談履歴などを自治体間で情報連携するためのシステム改修委託料84万7,000円と、母子保健事業及び精神保健事業に係る国庫負担金等精算償還金87万4,000円です。

予防費の64万2,000円は、予防接種事業などに係る国庫負担金等精算償還金です。

環境衛生費の22万5,000円は、家庭用生ごみ処理機購入補助金の申請件数の増加に伴う増額です。

健康増進事業費の12万4,000円は、検診事業に係る国庫負担金等精算償還金です。

生活排水対策事業費の442万6,000円は、下水道事業会計の農業集落排水事業への繰出金です。

款5農林水産業費です。農業振興費の794万5,000円は、事業主体への農業用機械導入に係るくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金782万2,000円と、多面的機能支払交付金の活動期間終了に伴う国庫負担金等精算償還金12万3,000円です。

予算書は12ページになります。

中山間地域等直接支払事業費の92万3,000円は、中山間地域等直接支払制度画面作成業務委託料です。

款6商工費です。観光費の754万9,000円は、町有温泉事業特別会計繰出金です。

御立岬公園費の1,111万2,000円は、御立岬温泉センター除鉄除マンガンろ過装置修繕料852万4,000円と、御立岬公園内道路法面の樹木伐採のための委託料258万8,000円です。

款7土木費です。道路新設改良費の200万円は、佐敷桙線改良工事のNTT電柱移転に伴う補償金です。

水防対策費の126万5,000円は、小田浦排水機場の異物除去に係る修繕料です。

宅地等水防災対策費の1億5,000万円は、吉尾川の宅地嵩上安全確保事業の県への負担金です。

款9教育費です。項2小学校費の学校管理費16万円及び予算書13ページ、項3中学校費の学校管理費2万4,000円は、会計年度任用職員の人事異動に伴う報酬などの補正です。

款10 災害復旧費です。農地災害復旧費の1,405万8,000円は、農地災害復旧工事の進捗に伴い、新たに見つかった被災水路などの復旧要望の増に伴う建設機械等借上料です。

公共土木施設災害復旧費の113万5,000円は、椋野川災害復旧工事に伴う小屋及び果樹の補償金です。

次に、歳入についてご説明をいたします。予算書は8ページになります。

款10 地方交付税です。地方交付税の1,954万2,000円は、普通交付税の額が確定したことに伴うものです。

款14 国庫支出金です。衛生費国庫補助金の191万9,000円は、妊婦のための支援給付金事業システム改修及び会計年度任用職員報酬等に充当する妊婦のための支援給付事業費補助金です。

土木費国庫補助金の7,500万円は、宅地嵩上安全確保事業に充当する社会資本整備総合交付金です。

款15 県支出金です。総務費県補助金の920万2,000円は、AIオンドマンド交通及び公共ライドシェア実証運行事業に充当する熊本県広域連携支援事業交付金です。

衛生費県補助金の67万7,000円は、妊婦のための支援給付金事業に充当する補助金です。

農林水産業費県補助金の874万5,000円は、中山間地域等直接支払制度図面作成業務委託料に充当する補助金92万3,000円と、事業主体への農業用機械導入に係るくまと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金782万2,000円です。

款18 繰入金です。介護保険事業特別会計繰入金の96万5,000円は、介護保険事業特別会計からの精算償還に伴う繰入金です。

款19 繰越金は最後に説明をいたします。

予算書は9ページになります。

款20 諸収入です。雑入の16万3,000円は、多面的機能支払交付金の活動期間終了に伴う返還金です。

款21 町債です。商工債の1,050万円は、御立岬温泉センター除鉄除マンガンろ過装置修繕及び町有温泉事業特別会計繰出金に係るものです。

土木債の320万円は、佐敷桙線改良工事に伴う補償金200万円及び小田浦排水機場修繕に係る120万円です。

災害復旧費の8,530万円は、農地災害復旧に係る920万円及び宅地嵩上事業の負担金及び椋野川災害復旧工事補償金に係る7,610万円です。

最後に款19 繰越金です。歳入歳出不足額2,700万2,000円に対し、前年度繰越金を充当するものです。

予算書は4ページになります。

第2表地方債補正についてご説明いたします。観光振興事業は1,050万円増額し8,1

60万円に、道路整備事業は200万円増額し1億5,050万円に、排水施設整備事業は120万円増額し6,120万円に、農地災害復旧事業は920万円増額し2,250万円に、公共土木施設災害復旧事業は7,610万円増額し1億1,990万円に変更をするものです。利率や償還方法などは、表に記載のとおりです。

なお、14ページから16ページに給与費明細書を、17ページに地方債の現在高の見込額に関する調書を添付いたしております。以上で、一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第16 議案第39号 令和7年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮内道則君） 日程第16、議案第39号「令和7年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。窪田住民生活課長。

○住民生活課長（窪田和彦君） 議案第39号、令和7年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ294万4,000円を追加し、総額を27億8,846万円とするものでございます。

補正の内容につきまして、歳出から説明いたします。予算書は7ページになります。

款1 総務管理費です。一般管理費の136万7,000円は、10月から産前産後休暇及び育児休業に入る職員が行っていた業務に会計年度任用職員を補充する経費、10月から翌年3月までの半年分でございます。

款7 諸支出金です。償還金の157万7,000円は、保険給付費等交付金の令和6年度事業実績に伴う国庫負担金等精算償還金です。

次に、歳入は6ページになります。

款6繰越金です。前年度繰越金294万4,000円を今回の補正財源とするものです。
なお、8ページから10ページに給与費明細書を添付しております。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第17 議案第40号 令和7年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮内道則君） 日程第17、議案第40号「令和7年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。窪田住民生活課長。

○住民生活課長（窪田和彦君） 議案第40号、令和7年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ1億380万5,000円を追加し、総額を25億5,680万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、歳出から説明いたします。予算書は7ページになります。

款5諸支出金です。償還金の1億284万円は、介護給付費等の令和6年度事業実績に伴います国庫負担金等精算償還金です。

他会計繰出金の96万5,000円は、介護保険第1号被保険者低所得者保険料軽減負担金を令和6年度の事業実績により償還することに伴う一般会計への繰出金です。

次に、歳入は6ページになります。

款8繰越金です。前年度繰越金1億380万5,000円を、今回の補正財源とするものです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第18 議案第41号 令和7年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮内道則君） 日程第18、議案第41号「令和7年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。桙商工観光課長。

○商工観光課長（桙 浩之君） 議案第41号、令和7年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ754万9,000円を追加し、総額を1億9,654万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、歳出からご説明いたします。予算書は7ページになります。

款1 温泉運営費です。温泉観光センター運営費の287万5,000円は、浄化槽放流ポンプの電源配線の修繕料56万5,000円及び浴室のLED照明取替工事費231万円でございます。

大野温泉センター運営費の467万4,000円は、老朽化により故障した休憩室空調機の修繕や熱交換器の取替等に係る修繕料でございます。

次に、歳入につきましては、6ページになります。

款3 繰入金です。754万9,000円は、一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第19 議案第42号 令和7年度芦北町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宮内道則君） 日程第19、議案第42号「令和7年度芦北町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。才保上下水道課長。

○上下水道課長（才保親哉君） 議案第42号、令和7年度芦北町下水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、農業集落排水事業予算の収益的収入及び支出総額にそれぞれ442万6,000円を追加し、収入を2億5,401万4,000円、支出を2億5,401万2,000円と定めるものです。

それでは、補正の内容について、予算書をもとに支出から説明いたします。

予算書1ページ中段、第2条の第1款下水道事業費用、第1項営業費用の442万6,000円は、経年劣化により老朽化した中継ポンプ通報装置の修繕や処理施設機器の緊急時対応修繕料並びに米田処理場プロセスコントローラー借上料に伴う補正でございます。

次に、収入についてご説明いたします。

予算書1ページ中段、第2条の第1款下水道事業収益、第2項営業外収益の442万6,000円は、他会計補助金として一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものでございます。

予算書3ページ以降が、補正予算の説明書となっております。

なお、説明書につきましては、今回の補正に係る箇所のみを記載しております。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第20 議案第43号 芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第20、議案第43号「芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） 議案第43号、芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、人事院規則及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い改正するもので、第1条で職員の仕事と育児の両立支援制度の利用に係る意向確認等を規定し、第2条で現行の1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業を拡充し、1年につき10日を超えない範囲内で部分休業を規定するものです。

附則として、この条例は令和7年10月1日から施行するものとし、令和7年度における部分休業の規定範囲に関する経過措置を設けております。

なお、提案理由は記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第21 議案第44号 芦北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君）　日程第21　議案第44号「芦北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君）　議案第44号、芦北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づくシステムの移行に伴うもので、同システムに共通機能として住民基本台帳に登録されていない者の情報管理に関する機能が設けられることとなり、国から当該機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用として地方自治体の条例に定める必要があるとの見解が示されたことから、所要の改正を行うものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君）　討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君）　異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第22　議案第45号　財産の取得について

○議長（宮内道則君）　日程第22、議案第45号「財産の取得について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君）　議案第45号、財産の取得について、ご説明申し上げます。

本案は、避難所用仮設トイレ購入の契約締結承認に係るものです。

- 1　契約の目的　　災害時用備蓄用品（トイレ関係）購入
- 2　契約の方法　　指名競争入札
- 3　契約の金額　　1,333万2,000円　なお、落札率は98.8%となっております。

4 契約の相手方 八代市大手町2丁目9番22号
日本乾溜工業株式会社 熊本支店
支店長 牧主 稔

財産取得の概要については、災害時に避難所で使用する組立式仮設トイレ20台、自動ラップ式トイレ10台を購入するものです。

次に、入札の経緯について申し上げます。業者選定につきましては、県内業者において指名願を提出している防災用品販売業者9社を指名いたしました。入札は8月18日に執行し、仮契約を同日に締結しております。

なお、提案理由は記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第23 議案第46号 財産の取得について

○議長（宮内道則君） 日程第23、議案第46号「財産の取得について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） 議案第46号、財産の取得について、ご説明申し上げます。

本案は、個室避難テント及び折り畳み式簡易ベッド購入の契約締結承認に係るものです。

- 1 契約の目的 災害時用備蓄用品（避難所環境整備関係）購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 1,220万4,500円 なお、落札率は97.8%となっております。
- 4 契約の相手方 熊本市中央区菅原町1番25号
三輝物産株式会社
代表取締役 西銘 公一

財産取得の概要については、災害時における避難者のプライバシーの確保及び身体的負担の軽減を図るため、個室避難テント200張り、折り畳み式簡易ベッド310台を購入する

ものです。

次に、入札の経緯について申し上げます。業者選定につきましては、県内業者において指名願を提出している防災用品販売業者9社を指名いたしました。入札は8月18日に執行し、仮契約を同日に締結しております。

なお、提案理由は記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第24 陳情第2号 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書

○議長（宮内道則君） 日程第24、陳情第2号「水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書」についてを議題とします。

お諮りします。陳情第2号については、会議規則第90条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

陳情第2号の内容については、お手元に配付しております陳情書の写しのとおりです。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。本件は、採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は採択することに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----
○議長（宮内道則君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----
散会 午前10時40分

芦北町議会定例会会議録

令和7年9月2日(火)

令和7年度第5回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和7年9月2日
午前10時 開会
於 議 場

1 議事日程

第1 一般質問

(散会)

2 出席議員（11名）

1番 百田翔吾君	2番 楠原清照君
3番 長口隆君	4番 林田燿宏君
5番 坂本登君	7番 白坂康浩君
8番 草野安道君	9番 宮尾秀行君
10番 川尻成美君	13番 元山秀志君
14番 宮内道則君	

3 欠席議員（2名）

6番 寺本順一君	11番 寺本修一君
----------	-----------

4 説明のため出席した者の職氏名（15名）

町長 竹崎一成君	副町長 松本俊造君
教育長 岩田繁義君	総務課長 池田康浩君
企画財政課長 田代忍君	税務課長 内田照也君
住民生活課長 窪田和彦君	健康福祉課長 鳥居佳史君
農林水産課長 福田鉄也君	商工観光課長 植浩之君
建設課長 平田秀臣君	上下水道課長 才保親哉君
教育課長 宮島昭典君	スポーツ・文化振興課長 溝俣圭一君
会計管理者兼会計室長 山下博章君	

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 岡田謙治君	次長(課長補佐) 鎌田富士夫君
--------------	-----------------

令和7年第5回芦北町議会定例会一般質問通告表

質問順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	楠原清照	1 持続可能な農業振興のため、農作業受託組織の活動に対する支援等について	① 町は農作業受託組織の存在意義をどのように捉えているのか。 ② 町は農作業受託組織の活動に対してどのような支援を行っているのか。 ③ 農作業受託組織に対する今後の支援の在り方について、どう考えているのか。	町長及び担当課長
		2 熊本県立芦北高等学校に対する支援の現状等について	① 芦北高校の生徒数などの概要やその特色はどうななものなのか。 ② 支援の目的は何か、また支援するに至った経緯はどのようなものだったのか。 ③ どのような支援内容となっているのか。また、これまでの支援実績はどうだったのか。 ④ 県立高校再編の動きはどうなっているのか。	町長及び担当課長
2	百田翔吾	1 学校体育館の空調設備の設置について	① 酷暑が続く近年、教育環境の改善及び防災拠点として活用するため、学校体育館の空調設備設置の考えはないか。	教育長及び教育課長
		2 今年の大震災及び今後の災害対応について	① 本町における今年の大震災被害の状況はどうなっているのか。また、その被害対応の取組はどうなっているのか。 ② 令和7年8月豪雨を受けて、被災自治体への職員派遣等されているが、これまでの実績と今後の計画はどうなっているのか。 ③ 今後の災害対応想定はされていると思うが、町民の危機管理意識の向上のためにどのような取組をされているのか。	町長及び担当課長

3	宮尾秀行	1 果樹産地としての基盤作り等について	<p>本町の基幹産業である農業において、果樹生産は特に重要である。今後の果樹振興について、先を見据えた施策展開を図る必要があると認識している。</p> <p>① 町内に小規模営農団地が開発中で、デコポンハウスを計画している入植者がいる。資金面など準備が必要だが、話し合い等はできているか。また、今後このような団地の開発をどう取り組んでいくのか。</p> <p>② 既存の中古ハウスを借りて施設栽培を始める動きが出ている。 新規就農者などへ資材補助等、幅広い農業施策ができるよう新たな支援・補助制度の考えはないか。</p>	町長及び担当課長
---	------	---------------------	--	----------

開会 午前10時00分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

寺本修一君、寺本順一君から欠席届が出ております。

本日の日程は議席に配付しております議事日程のとおりであります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第1 一般質問

○議長（宮内道則君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者は3人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは順番に発言を許します。

はじめに、楠原君。

○2番（楠原清照君） おはようございます。楠原でございます。

芦北町議会会議規則第60条第1項の規定に基づき、議長の許可のもと、質問をさせていただきます。

さて、7月の参議院議員通常選挙におきまして、自民、公明両党からなる与党は大敗を期し、国政は何が起きてもおかしくないほどに大きく流動化し始めておりまして、しばらくの間は、わが国の国政の混乱と停滞は必至の政治環境になってきてしまったともいえるわけであります。

しかし、そのような激動、激変の時代だからこそ、国が不安定だからこそ、地方自治体が、そしてわが町がなおさらしっかりしないといかんと思っておるところです。

したがいまして、わが町におきましては、普遍的な理念と計画のもとに町民から信頼される安定した行政運営を、停滞することなく愚直に遂行していかねばならないのであります、そのためには、国と地方の役割分担に係る補完性の原理の考え方に基づく基礎自治体優先の原則を今一度再確認し、執行部と議会の両輪を基軸といたしまして、地方自治法第1条に定める住民福祉の増進という大きくて明確な目標に向かって、もっともっと意識を高め、気合を入れて突き進んでいかねばならないと思うわけでございます。

冒頭このことを、議員各位、そしてこの本会議場におられます町長、副町長、教育長、幹部職員の皆様はじめ、役場組織の末端に至る全職員の皆様に申し上げておきたいと思います。

さて、本題に入ります。

芦北町ホームページで公開されております「令和6年度版芦北町町政要覧（資料編）」を見てみると、令和2年国勢調査産業別就業者数では、第一次産業は1,080人、うち農

業924人、林業59人、漁業97人となっております。この国勢調査での分類の仕方は、主に従事している仕事、或いは所得の多い仕事は何かということで調査分類されておりるので、実際の第一次産業に携わっている人はもっと多いということになります。

また、令和2年農林業センサスでは、農家総数1,320戸、販売農家779戸、自給的農家541戸と分類されております。以下、経営耕地面積などなどが統計として取り上げられておりましたが、最後に産業別町内総生産額をご紹介いたします。令和3年度の町内総生産額は514億9,500万円、うち第一次産業19億8,900万円、うち農業15億3,500万円となっておりました。ちなみに、JAあしきたのホームページの令和6年度末で集計してある一覧表では、個人正組合員3,287人、個人準組合員7,447人となっております。当然、これは水俣、津奈木、芦北地域をまとめたものでございます。以上、少しづくになりましたけれども、本日傍聴に来ていただいておられます町民の皆様にとってはですね、普段目にすることもない、馴染みのない数字でありますので、敢えてご紹介しておきたいと思います。

さて私は、令和4年、つまり3年前の6月定例会一般質問におきまして、「国が定めた『みどりの食料システム戦略』と本町農政の方向性等について」を主題とした質問をさせていただいております。これは、その前年の令和3年に、国が「みどりの食料システム戦略」を策定したことを受け、これまでの国の猫の目農政を批判する一方、本戦略において、やっと国家ビジョン的なものを作られたのかなと感じておりましたので、その展開に期待を寄せつつも、本町農政はこれを先取りする感覚で取り組んで欲しいとエールを送らさせていただいたわけであります。それに対し町長は、第一次産業を基幹産業と位置づける条例を他の自治体に先駆けて策定した、食料安全保障の観点から自給率の向上を図らなければならないし、農業、農村、食糧を今後も支えていくと答弁されております。

それからあっという間に3年が経過いたしました。そして去年から今年にかけては、米不足、価格高騰による社会不安が発生し、またしても国の農政の根本的見直しが迫られているところでございます。米に限らずわが国の第一次産業の持続可能性は年々危機感を高まるばかりであります。今ここで実効性の高い手を打たなければ、それこそ自給率の向上どころか崩壊の瀬戸際までいってしまうのではないかと非常に危惧しております。

また、本年4月には、国において「食料・農業・農村基本計画」が新たに策定されました。この計画書の冒頭、前書きの一番最初の表現は「我が国の安全保障は云々」とあります。さすがに国も食料安全保障第一に考えざるを得なくなったわけであります。そして、世界の食料需給動向、次にSDGsなどのいわゆる持続可能性や生物多様性、環境への配慮への記述、その次に国内農業の現状に触れ、国内市場縮小による食品アクセス問題、農村社会の維持問題、農業の多面的機能とそれに対処するための法整備の現状の説明の後、最後に計画初動の5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとするという表現で結んであります。

つまり、今年、本基本計画が策定されたことは、農業を取り巻く環境がそれだけ本腰を入

れないといけない極めて厳しく、重大な局面に来ているという大きな問題意識が国にもあつたからこそではないかと思うわけであります。

そのような大きな背景も感じつつ、今回はですね、第一次産業の中でも特に農業、その中でも農家ニーズが高い農作業受託組織にピンポイントで焦点を当て、わが町における実効性の高い施策のより具体的な展開等について、以下の質問をさせていただきたいと思います。

通告書1、持続可能な農業振興のため、農作業受託組織の活動に対する支援等について質問いたします。①町は農作業受託組織の存在意義をどのように捉えているのか。②町は農作業受託組織の活動に対してどのような支援を行っているのか。③町は農作業受託組織に対する今後の支援のあり方について、どう考えているのか。この3点について質問をさせていただきます。

次の質間に移ります。わが町の熊本県立芦北高等学校は、いろいろな分野で活発に活動されているようでございます。つい最近におきましても、8月10日、熊日2面に「アマモの再生活動を知って 芦北高 鶴屋で種植えイベント」という見出しで鶴屋でのイベントを開催したことが掲載されましたし、8月11日、熊日7面には「芦北3位 高い完成度光る新体操男子団体」との見出しで、2025高校総体、すなわちインターハイで山田康光監督率いる同校新体操男子の3年連続3位の活躍を報じていました。このような活躍を見るにつけて、芦高は頑張っているなとうれしくなってですね、気持ちが明るくなり元気も出てくるわけでございます。

その芦高でございますけれども、振り返ってみると、1921年（大正10年）に葦北郡立芦北農林学校として宮浦に開校し、1923年（大正12年）には熊本県立芦北農林学校に改称しております。

一方で、1927年（昭和2年）、現社会教育センター跡に芦北実科高等女学校開校、1943年（昭和18年）に熊本県立芦北高等女学校と改称されております。ちなみにこの実科高等女学校の「実科」とは、家事や裁縫などの実用的教科という意味だそうでございます。この2つの学校が合併、統合され、熊本県立芦北農林高等学校が誕生したわけでございます。それが1948年（昭和23年）のことです。そして、現在の芦北高校となったのが1982年（昭和57年）のことです。2021年（令和3年）には創立100周年記念式典が挙行されております。つまり、1921年（大正10年）に宮浦に開校した年を創立元年とみなしておるようでございます。そのような100年を超える伝統を持つわが町の高校として、現在も活躍し町民から親しまれる高校となっておるわけでございます。

しかし、少子化の波は如何ともし難く、学校現場にも大きな変革の波が押し寄せ、時代に適応した魅力ある学校の運営に腐心されておることは我々も十分承知しておるところであります。そのようなことで、わが町としましても、芦北高校に対する支援の強化を図られておられます。本日は、改めてその支援内容等を正すことで、芦北高校の存在というものの価値の大きさと必要性というものを浮き彫りにし、その支援が正当なものであることを町民の皆

様と共有することで、今後の支援の展開においてもご理解とご協力をいただきたいものだという趣旨で質問を考えてまいりました。

したがいまして、最初から申し上げておきますが、私の質問趣旨といたしましては、芦北高校はいらないとか、支援も予算の無駄だということでは決してございません。ここは冒頭はつきりとお伝えしておきますので、ご安心いただきたいと思います。

このようなことで、通告書2、熊本県立芦北高等学校に対する支援の現状等について質問いたします。①芦北高等学校の生徒数などの概要やその特色はどのようなものなのか。②支援の目的は何か、また支援するに至った経緯はどのようなものだったのか。③どのような支援内容となっているのか、またこれまでの支援実績はどうだったのか。④県立高校再編の動きはどうなっているのか。この4点についてお尋ねしたいと思います。

以上、通告書1と2の質問に対しご答弁をお願いします。ご答弁にあたりましては、大きな声でゆっくりはつきり、傍聴席の皆様に訴えかけるような言葉でご答弁をよろしくお願ひいたします。これで壇上の質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（宮内道則君） 楠原君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

大きな声ではつきりと皆さんにわかるように答弁いたします。楠原議員の質問、主題1の①についてお答えいたします。すなわち、芦北町の農作業受託組織の存在意義についてであります。

農作業受託組織につきましては、産地維持及び本町の持続可能な農業を維持する上で必要不可欠であると認識しております。そのため、省力化のための機械導入支援や、農家負担軽減のための、特に人件費助成などの支援を講じているところです。今後、就農人口が総じて減少する中で、産地維持を図っていく必要があり、農作業受託組織の存在意義はますます高まっていくものと考えております。本町の農業を持続可能なものとするためにも、農作業受託組織の強化が必須でありまして、JA等関係団体と町の連携を深める中で支援対策の更なる拡充、検討をしてまいります。

続きまして、質問の主題2の②、すなわち芦北高校支援の目的、経緯についてであります。芦北高校は、先ほどもご発言がありましたように、郡内唯一の高校でこれまで多くの優秀な卒業生を輩出している伝統校であります。しかし、少子化による定員割れが続き、県の高校再編計画の対象校となることが危惧されておりました。このようなことから、本町では平成28年度に地方創生の重要施策と位置付け、芦北高校の生徒確保や魅力向上を図る取組を支援してきたところです。今後も県立高校ではなくて町立芦北高校という思いで、引き続き支援を行ってまいります。

なお、残余の具体的お尋ねにつきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 質問の主題1の②について、お答えいたします。

受託組織の支援については、県補助金を活用し作業効率の向上を目的として導入する農業機械の購入に対し支援を行っています。

また、農家がそれいゆアグリの受託作業を活用した場合は、農作業支援事業補助金として1時間当たり1,750円の受託料のうち535円を補助し、農家の負担軽減を図っております。

次に、③の質問についてお答えいたします。

農作業受託組織の人材確保、育成、定着は喫緊の課題と捉えています。特にそれいゆアグリについては、従業員数も多く農作業受託組織の中心的な役割を担っていることから、若者が農業分野で働きやすく魅力的な組織となるよう、人材確保対策となるような支援策を検討する必要があると考えております。また、近年の人員費の見直しにより農家負担が増していくところですので、負担軽減策についても検討してまいります。

○議長（宮内道則君） 田代企画財政課長。

○企画財政課長（田代 忍君） 質問の主題2の①について、お答えをいたします。

芦北高校の今年度の生徒数は、農業科68名、林業科85名、福祉科49名で、全校生徒が202名となっており、うち水俣芦北地区以外の生徒数は44名となっています。

当校では、SDGsの観点と「食・いのち・環境・資源」を教育の中心に捉え、各学科の特色を活かした専門的な教育が実施されており、学校農業クラブの全国大会出場や在学中の介護福祉士国家資格取得のほか全国トップレベルの公務員合格率、国公立大学などへの進学実績が数多くあります。また、新体操部や空手道部、相撲部など、部活動でも全国大会をはじめとする各種大会での活躍が見られます。さらに特徴的な取組として、町や進出IT企業と連携したクリエイティ部の部活動や先端技術を持つ企業との連携による水耕栽培などの新たな栽培技術の研究、漁協や企業、大学、研究機関と連携し、20年以上にわたり取組が続いているアマモ場再生活動など、地域の課題解決や新たな価値の創造に繋がる実践的な活動が、地域や企業と連携して実施されています。

次に、③の質問についてお答えいたします。

「芦北町芦北高校総合支援事業補助金交付要綱」に基づき、生徒に対しては教科書代、被服代、入学金、通学費、下宿費など、また学校に対しては教育環境整備、産学官連携活動など幾多の補助を行っています。また、初年度の平成28年度には制服デザイン費や教室へのエアコン設置補助も行っており、生徒が魅力的に感じる教育環境の整備や保護者の経済的負担軽減に繋がっているものと考えます。これまでの実績として、令和6年度は約1,460万円の補助金を交付しております。また、平成28年度から令和6年度までの9年間では、総額1億3,600万円となっています。

なお、財源としてはふるさと納税による寄附金を活用しており、多くの方々からのご支援によって事業を実施しているところです。

次に、④の質問についてお答えをいたします。

熊本県は、更なる少子化の進展などにより、概ね10年先を見据えた県立高校のあり方にについて、令和6年度に学識経験者、教育関係者、自治体代表などで構成される「県立高等学校あり方検討会」を設置し、今後の県立高校の方向性が議論されています。これまでの考え方として、地域や企業と連携した魅力ある学校づくり、計画的な学級減などの人口減少を見据えた教育環境の整備などが検討されておりますが、再編については現在のところ示されておりません。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、通告書1につきましての再質問をしたいと思います。

農林水産課長にお尋ねいたします。まずわが町には、JA出資型法人株式会社それいゆアグリという農作業受託組織がございますけれども、組織体制等、業務内容はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） JAあしきた出資型法人として平成22年に設立された農作業受託会社で、正社員12名、パート13名により果樹、野菜、水稻など様々な品目の受託作業を行っており、本町の農業を支える上で重要な組織であります。

業務につきましては、水俣芦北管内の農家を対象に育苗販売、水稻栽培における田植えや稻刈り等の各種作業、果樹栽培における作業全般、ドローンによる水稻防除等を行っています。また、圃場の耕作放棄を未然に防ぐため、優良農地の借り受けや除草作業も行っています。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） そのアグリでございますけれども、そのアグリの活動やアグリに対する補助実績等はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） それいゆアグリの令和6年度活動実績については、219戸の町内農家が年間1万4,135時間の利用をしています。

補助実績につきましては、受託作業料2,424万3,950円に対しまして、農作業支援事業補助金として650万2,100円を交付しています。また、農業用スマート機器導入に伴い、ラジコン草刈り機購入に対する補助を行っています。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

次にですね、またアグリのことですけど、アグリの運営上の課題ですね、これはどうなっているのか、また、その課題に対しての支援する考えはないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 課題につきましては、人員不足により作業依頼が増加しても対

応できること、作物生産の経験が浅いことから知識、技術を習得している人材が少ないこと、作業員の高齢化に伴う作業効率の低下等が挙げられます。支援につきましては、労働力確保、作業員の高齢化対策として、農業インターンシップや外国人のインターン生の募集活動をサポートしています。従業員育成対策として、熊本県やJAあしきた等の関係機関と連携し、研修会や現場での技術指導会等の内容を充実させ、知識、技術習得に向けた取組を支援してまいります。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） はい、ご答弁ありがとうございました。

それでは、この質問の1をまとめてみたいと思います。

私は、今回の一般質問に先立ち、去る8月19日に白坂JAあしきた組合長、8月29日にはそれいゆアグリの豊田所長と面談し、今回テーマにした農作業受託組織の案件のみならず幅広い課題につきまして意見交換をさせていただきました。

そして白坂組合長は、これまで以上に、町や農作業受託組織との役割分担に基づきそれが補完し合うような連携強化を強く望まれておることがわかりました。また、アグリでは数ある課題の中でも、その一番の大きな課題はやはりご答弁にもありましたような人材の確保ということでございました。それも若い人材が欲しいということでございます。それでいろいろご苦労されているようでありまして、具体的には、今年度は関東方面の大学生に募集をかけ、10名、1週間を一つの単位として、それを5クール分確保したということであります。また来年は、カンボジアの大学生2名を受入れる予定となっているということでございます。人材確保につきましては、アグリではありませんけれども、ある農事組合の代表の人の話ではですね、今年東南アジア系の人材を数人雇い働いてもらったら、想像以上に一生懸命、真面目に働いてもらいびっくりしたと、役に立ったんだと、今年の猛烈な酷暑をものともせず働いてくれて作業が進んだということを申されました。

つまり彼らはですね、もともと暑さに強い体質で炎天下の肉体労働を、日本のですね、この炎天下の肉体労働をものともしなかったというわけでございます。これなど実際に雇ってみた人でないとわからないことではないかと思うわけです。ただ外人さんの場合、意外と1人雇う経費が高いということですので、なかなかに難しい問題ではあろうかと思います。

また、アグリにおきましては、収益を上げるために単なる受託作業にとどまらず、自社生産にも乗り出しております。デコポンや水稻作付け、サラたま生産などに幅広く事業の展開を図っておられます。

このように、アグリはJA出資型法人の株式会社として、基本的には独立採算で事業展開を図つておる事業体ですが、農作業受託組織では本町最大級の組織であることから、やはりこの困難な時代だからこそ、他の農事組合を引っ張っていっていただき、農業というものを生業として成り立たせ、地方創生や地域活性化にもご協力、ご対応いただく中で、持続可能な芦北型産地維持、農地維持システムというものを構築する、その中核になっていた

だきたいものだと強く願うものです。

今次、農業の最も大きな課題の一つは、まさにアグリをはじめとする農作業受託組織の育成と機能強化、またやる気のある農家や後継者のいる農家に対する強力で集中的な支援ではないかと思っておるところです。それには農協だけでは限界があり、行政もその一翼を担わねばならないのではないかとの思いから質問したわけでございます。今、最も農家から必要とされているのが農作業受託組織であり、アグリではないかと思うわけです。

今回、様々な支援策をご答弁いただきました。この本町の支援は、津奈木町、水俣市より手厚い支援となっているということを聞いておりますけれども、さらに一步進んで、例えば町も農協と十分な調整と協調のもとにですね、アグリに出資して第三セクター化し、職員を派遣するなど、もっともっと町と農協が一体となって、突っ込んだご対応をしていただければ、より強力な実効性の高い支援になるのではないかと思う次第です。

なお、支援等に際しましては、できるだけ本町のみならず津奈木町、水俣市でも共通認識のもとに足並みを揃えたお取組をしていただきますれば、水俣芦北地域一体の農業振興の底上げに大きな力となるのではないかと思います。

正式名称、それいゆアグリの「それいゆ」とは、フランス語で「太陽」や「ひまわり」という意味だそうでございます。そして、ひまわりの花言葉は「憧れ、情熱、輝き」でございます。また、「アグリ」とはラテン語で「農業」を意味する言葉でございますが、農産物の生産だけではなく、地域経済への貢献など、農業を取り巻く広範な活動や産業を総称する際に使われておる言葉だそうでございます。まさに、この事業体の使命と役割を端的に表現しております、農業の将来に夢と希望を感じさせるすばらしい名称であると思うわけでございます。将来に明るい希望の光が見える農業、農村を目指さなければなりません。

町長におかれましては、冒頭ご答弁いただきましたけれども、再度ご所見をお願いしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 今回、現状の課題、それとこれからの取組についてですね、前向きな政策提言をしていただきまして、ありがとうございました。

そもそもですね、大義から言いますと、農業を軽視する国は未来はないと言われております。近年、それが特に戦後ですね、ずっと続いてきたわけでありまして、このままではいけないということあります。特に全国的な問題として、高齢化、後継者不足、それに伴う耕作放棄地等が増大しておりました。農地におきましては、過去63年間ずっと減りつ放しであります。増えておりません。そこで、担い手不足を補うためにも外国人労働者であるとか、或いはIT活用、AI化、或いはロボットへのですね、取組が行われておりますが、特に現地で直接作業をする農業につきましては、先ほどおっしゃいました農業法人で、これが非常に必要でございまして、わが町ではご案内のとおり14の組織がございます。全国ではですね、3万3,000組織ございます。そして、全国の農地が427万2,000haあります。

すけども、そのうちの1万5,000haをこの農業法人が担つておるということあります。もとい、農業出荷高ですね、出荷販売高の40%をそれいゆアグリ等のですね、そういう組織が、3万3,000の組織が担つておるということで、それと近年法改正がございまして、企業もこれに参入することができるようになりました。全国で約4,000企業であります。この4,000企業がですね、427万2,000haの1万5,000haをリースしておるわけでありまして、やはり大きなですね、力になっておるということあります。

この取組は今後絶やすことなく、わが町にもしっかりと育成してまいりたいと思いますし、もっともっとですね、機能が向上し効果が上がるよう努めてまいりたいというふうに思うわけであります。

それと、農業を軽視した傾向がずっとあります。特に米価問題では今ですね、なかなか農水大臣が2人、3人代わってもですね、一向に改善しない状況でございますけども、農産品の買取価格の安定、それと農家の所得補償ですね、この2点に限るわけですよ。でも、細々細々国民に説明しておりますがですね、よくわからんわけですよ。もう本当の狙いは、もうたった2つ、農産品の価格補償してくれと、それと所得の補償してくれ、これだけであります。ついでながら申し上げますと、イタリアとかフランス、イギリス或いはアメリカもそうでありますが、農家の所得補償、90%を国が税金を使って補償しております。準公務員と言われております。農業者の方々、準公務員。それほど国がですね、手厚く守つていっとるんです。その理由は、冒頭に申し上げました、農業を軽視する国は未来はない、いわゆる滅びるということありますので、この地方にあってもですね、しっかりその精神を維持しながら努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 町長、ありがとうございました。ご答弁は本当。

そのような方向でですね、一緒になってですね、本町農業をですね、底上げしていくかなきやならないんじやないかと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

引き続き、通告書2について再質問いたします。

企画財政課長にお尋ねいたします。近年の生徒数の推移はどうなっているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 田代企画財政課長。

○企画財政課長（田代 忍君） 全校生徒数で360名の定員に対し、令和2年度が213名、令和3年度238名、令和4年度231名、令和5年度189名、令和6年度193名となっております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ご答弁の中にですね、先端技術を持つ企業との連携というご答弁ありましたけれども、これにつきまして、もう少し具体的に説明をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 田代企画財政課長。

○企画財政課長（田代 忍君） お答えいたします。

これからの中高齢化による農業の担い手不足に対応するため、環境配慮と簡易型農業による新たな農業を担う農業人材の育成を図ることを目的とした連携協定を、令和6年5月に町と芦北高校、株式会社共立ソリューションズの三社と締結いたしました。現在は、この協定に基づき共立ソリューションズから地域活性化企業人が派遣され、芦北高校の既存ハウスを活用した水耕栽培や植物の根の温度管理を行う栽培技術の導入を進めています。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） もう一つですね、ご答弁にありましたアマモ場再生活動ですね、これにつきましても、もう少し説明をお願いします。

○議長（宮内道則君） 田代企画財政課長。

○企画財政課長（田代 忍君） お答えいたします。

令和6年11月に、町、漁協、芦北高校、鹿島建設、肥後銀行及び公益財団法人肥後の水とみどりの愛護基金の6団体で、アマモ場などの再生を通じた海域環境の改善やカーボンニュートラル推進を目的に連携協定を締結しております。現在、アマモが吸収、貯留したCO₂の数量を科学的、合理的に評価算定し認証されるブルーカーボンクレジットが発行され、持続的な芦北高校のアマモ再生活動に役立てられる予定です。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

次にですね、ご答弁にもありました総合支援事業以外でのですね、支援実績はありますでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 田代企画財政課長。

○企画財政課長（田代 忍君） 令和2年7月豪雨災害で芦北高校が被災しました際に、マイクロバス、エアコン室外機9台、新体操のマットなどの購入補助として約1,400万円を交付しております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） はい、ありがとうございます。

次にですね、この芦北高校に対しますこれからですね、更なる支援と連携の強化につきましてはどのようにお考えですか。お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 田代企画財政課長。

○企画財政課長（田代 忍君） お答えいたします。

芦北高校総合支援事業については、適宜見直しを行い補助の拡充や社会情勢に応じたものとなるよう努めています。

また、令和7年度入学者から「地域みらい留学」の制度を活用し、全国から生徒を募集する取組を始め、生徒確保に向け取り組んでいます。

今後、更なる連携強化に向けて、県内の一部の高校で実施している高校魅力化コンソーシ

アムの構築やコーディネーターの配置など、高校と地域が協働できる体制づくりについて検討してまいります。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） もう一つですね、ご答弁の中に、この「地域みらい留学制度」とありましたけれども、この制度につきましてもですね、申し訳ありませんけど具体的な説明をお願いいたします。また、その成果はどうだったのかも併せてお願ひいたします。

○議長（宮内道則君） 田代企画財政課長。

○企画財政課長（田代 忍君） 地域みらい留学とは、住んでいる都道府県の枠を超えて日本各地にある受け入れ高校の中から自分の興味、関心に合った学校を選択し、高校3年間をその地域で過ごす国内進学プログラムです。今年度は、地域みらい留学制度により町外から3名の入学者がありました。

また、今年8月に2泊3日で実施されたおためし留学では、10名の定員に全国から27名の応募があり、選考を経て10名が芦北高校や芦北町に触れ、好評を得たところです。今後は、そのような全国からの生徒の受入にも対応できるよう、下宿先の募集など住まいの確保を芦北高校と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 今ご答弁にありましたように、少子化が進んでいる現状を鑑みるとくですね、学校の魅力を高め全国から生徒を受け入れるというより、自らの意思で集まってくるこの「地域みらい留学制度」の活用がですね、極めて大事であろうと思います。ここを今後も強力に支援していただきたいとお願いしておきたいと思います。

それでは、質問2をまとめてみたいと思います。

まずは、私の壇上質問の4番目の県立高校再編の動きはどうなっているのかという質問に対しまして、企画財政課長は再編については現在のところ示されていないとご答弁されました。この答弁は私にとって非常に重要であります。実は、私は今回の質問に当たり、ネットでいろいろ調べてみたわけであります。そうしますと、ご答弁にもありましたが2007年（平成19年）10月25日、熊本県教育委員会策定の「県立高等学校再編整備等基本計画」や2021年（令和3年）、県立高校あり方検討会の提言書である「県立高校のあり方と今後の方向性」を見つけまして、結構読み込みましたけれども、芦北高校に関する再編の記述を見つけることができせず、少し戸惑ったわけでございます。と申しますのも、私は県立高校再編という大波の中に、失礼ながら何らかの再編の動きの中に芦北高校は取り込まれているのではないかと思い込んでいたわけでございます。その真偽につきましては、改めて熊本県教育委員会に正さないとわかりませんけれども、おそらく芦北高校自身の魅力ある、そして特色ある学校づくりに長年にわたって取り組まれた実績と、わが町が2016年（平成28年度）から積極支援を行ってきたことが、もしかしたら多少なりとも評価されたのではないかとも思えるわけでございます。ですから、県の再編計画に取り上げられていないこと

に大きな安堵感を覚えたわけでございます。今後も芦北高校を支援し、未来に残していくなければならないと思うのです。草野校長先生には、一般質問するのでお話を聞かせてくださいとお願いし、8月19日に芦高校長室へ出向き様々なお話を聞かせていただきました。資料もたくさんいただきました。いろいろご紹介したいのですけれども、時間が足りずご紹介できないのが残念でございます。

また、過去には、もう亡くなられておられますけれども、梅田和弘先生がホタル保護やアマモ育成などの環境問題に積極的に取り組まれておられまして、私がまだ役場職員で環境対策室長時代に直接ご指導を受け、一緒にですね、活動していたことを思い出します。普段は非常に、この温厚な先生でしたけれども、時には地域振興局の土木部に私と乗り込んでいってですね、環境に負荷のかかる県の河川工事などに強く抗議し、環境に配慮するよう是正を要求したこともあります。このように、私の師匠とも呼べる先生であり、環境問題に非常に造詣が深く、わが町になくてはならない先生でございました。まだまだやることはいっぱいありましたので、生きていて欲しかったなあと思っておりますけれども、その精神と伝統は今なお芦北高校に息づいておるわけでございます。というようなことで、私は芦北高校存続論者であることを、今ここではっきり申し上げておきたいのであります。その理由は一口で言うなら、熊本県立芦北高等学校の存在はわが町の文化そのものであるからであります。だから、私たちは伝統に裏打ちされたその文化を守らなければなりません。わが町における文化とは、わが町の自然、風土の中で人々が人間らしく生きるための基盤であり、生きがいや豊かさ、連帯感を生み出すものであるというふうにですね、このように最近の生成AIが語っておりました。文化の定義はですね、いろいろありましたけれども、このA Iの回答がですね、一番わかりやすくしっくりきたので使わせていただきました。

芦北高校だけが文化ではありませんが、わが町の文化にとっては大きな存在であることは間違ひございません。絶対になくしてはならない、何としても存続させていかねばなりません。最後になりますが、今後も町民みんなで芦高に関心を持ち、協力し、交流し、温かく見守り、町はお金を出してですね、強力に支援をし、万が一統合、廃校などの話があった日には反対運動をですね、町民運動として町長を先頭にですね、大々的に起こしてでも存続させねばならないと考えるもので。少し言葉が強くなりましたがけれども、斯様に芦北高校はわが町になくてはならない存在であるということを申し上げたかったわけであります。そして芦高卒業生だけでなく、町民の皆さん全員「芦高愛」を持って欲しい、そのように思っております。最後、町長のご所見をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） いつも楠原議員のご高説に学ばさせていただくことがあります。思いはまったく一緒であります。そもそもですね、芦北高校はわが町の宝であるという位置付けからいろいろ支援をしていこうということになったわけですが、当初ですね、芦北高校に2,000万前後の補助をいたしました。予算計上したわけですが、以後ずっとで

すね、上下しながらもかなり高額の補助金を今まで継続してきております。始めるときで
すね、実は反対論があって、芦北町以外から来る生徒が結構おります。その子ども達が、そ
の家庭はですね、芦北町に税金払つとらんじやないかと、税金を払つてないところの子弟に
ですね、補助金など町の税金を使うとは何事かという意見があつたわけありますが、そこ
でいろいろ意見を交わしましたが、想像してみてくださいと申し上げたんです。もし芦北高
校がなくなつたとしたら、どんな光景が芦北町に出てくるのを想像できるでしょうか。そ
ういうことを考えればですね、これは地元であろうとよそから来る人であろうと、等しく支援
の対象にすべきだと、そして卒業をしていった子どもたちはですね、そのことを大人になれ
ばですね、必ず気づくんですよ。芦北町は良くしてくれたと、何らかのですね、有形無形の
形で故郷に、青春時代を過ごしたですね、いわば第二の故郷に対するですね、そういう恩返
しといいますか、思いがまた返ってくるということで、長い目で私は捉えたわけで、それで
納得していただいたわけですが、この高校教育再編でですね、失敗した例、ご存じと思
いますが多良木高校であります。ここが、県の教育委員会が発表いたしました。それから
慌てて存続のための組織を作つて、大変な署名活動とですね、県教育委員会にも再考を促す
行動を起こされましたが、しかしもう一旦決まって県議会でも議決した、これをですね、覆
すのはですね、もう困難です。不可能であります。

そういうことも私は目の当たりにしておりましたので、早くからこれは取り組むべきだ
ということ、そのためには今我々にできることは教育環境の整備だということで、町立芦北高
校の思いでどんどん支援を惜しまずやってまいりました。その成果としてですね、
今何とか、他の県内の農業高校に比べて、都市圏に近い農業高校は別です。でも都市圏から
ずっと離れた、球磨にもあります。或いは県北にもありますが、その中でもですね、受験者
数、受験率はですね、応募率は高いんです。これはですね、その成果が出ておるかなと。そ
れと卒業生の就職率、公務員、国家公務員の合格率は全国トップクラスであります。そして
また、国立大学をはじめとする各大学に進学する者もたくさん出てまいりました。就職率も
ですね、100%ありました。それぞれの3つの科がありますが、みんな一生懸命勉強し
て、頑張って、今実社会でも活躍しておるということでですね、やっぱり我々の思いが伝わ
つていたと思っております。

そこでですね、町議会がこのようにですね、大いに議論を戦わして芦北高校を守つてい
こうというですね、動きを展開してるわけですが、校長先生にも言いました。校長先生って、
あなたをはじめ学校の先生方が営業活動をしてくださいよと、頑張ってくださいよと。そし
て育友会、同窓会、この頑張りが少し足らん。我々のエネルギーに比べて。ですから、こ
ういうことをですね、やっぱり、ここには元育友会長もおられますけども、この思いと少しギ
ャップがあるので、我々はですね、この行政、政治生命を賭けて守ろうとしておるんで
す。育友会が、同窓会が命を賭けて守ろうとしとるのかどうかというのを問いたいんですよ。
そのためにも楠原議員、大きな声ではっきりと内外にアピールしてください。そういうこと

であります。

なお、県の教育長と直接会いまして、この学校、高校の統合、再編につきましては、少子化になった、生徒数が減ったということですね、そういう動きがあるわけですが、そもそもこの生徒数が減った、子どもたちの数が減った、誰の責任かっていう、国の責任じゃないですか。国の責任でもってですね、少子化に、歯止めに失敗しておきながら、地方にですよ、統廃合で答えようというですね、こんなですね、身勝手なことはない、無責任なことはないと思います。そのことを県の教育長に申し上げました。あなたは文部科学省を見らずに我々の方を向いて行動を起こせと、こう言い続けております。声高々にはっきりとわかるように、ということで、町長所見に代えさせていただきます。以上であります。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 町長、ばっちりでございますよ。ありがとうございました。

これで私の質問は終わります。

○議長（宮内道則君） 楠原君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

11時5分に開始予定でございます。よろしくお願ひします。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。次に百田君。

○1番（百田翔吾君） おはようございます。

本日の一般質問2人目となります、百田翔吾でございます。

まずははじめに、本年7月にご就任されました松本副町長に対しまして、1か月が過ぎましたけれども、改めて心よりお祝いを申し上げます。併せて、これまで培われた豊かなご経験と卓越したご手腕をもって、芦北町の発展のために一層のご活躍とご尽力を賜りますよう心から期待申し上げます。

さて、議長及び町執行部への事前通告のもと、質問を行います。

本町を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子高齢化の進行、度重なる自然災害など私たちの生活に直結する課題が山積しております。このような中で、住民の安心、安全を守り、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていくためには、一つ一つの課題に真摯に向き合い、着実な施策を講じていくことが求められます。そのような中で、本日は2つの主題について質問いたします。

まず主題1、学校体育館の空調設備の設置について申し上げます。

昨年の9月定例会におきましても、児童・生徒の健康と安全を守るため、町内小中学校体育館への空調設備の設置について質問をさせていただきました。その後、猛暑の深刻化は一

層進んでおり、より重要性が増していると感じますので、改めて再度の質問といたします。

猛暑による熱中症事故や体調不良のリスクが高まる中、体育館をはじめとする学校施設における環境整備は喫緊の課題であります。特に体育館は、授業や部活動の場にとどまらず地域住民の避難所、さらにはスポーツや地域活動の拠点としても機能しており、快適で安全な空間を確保するためにも空調設備の導入は極めて重要でございます。昨年の9月定例会でのご答弁におきましては、空調設備の設置には多額の費用が必要であるため、国の補助を活用しながら計画的に実施してまいりたいとのお考えを伺っております。その進捗についても気になるところでございます。もちろん、設置にあたっては財政面、施設構造面、施工上の課題など容易ではない事情があることは承知しております。しかしながら、町の子どもたち、そして地域住民の命と健康を守るために必要不可欠の取組であると考えます。

そこで、主題1の①、酷暑が続く近年、教育環境の改善及び防災拠点として活用するため、学校体育館の空調設備の設置の考えはないか、質問いたします。

続きまして、主題2、今年の大河被害と今後の対応について質問いたします。

近年、全国各地で記録的な豪雨や地震、台風などの自然災害が頻発しております。特に線状降水帯による局地的豪雨は、これまで被害の少なかった地域にまで土砂災害や浸水の危険をもたらしております。こうした災害の激甚化、頻発化は地球温暖化の影響とも言われ、もはや全国共通の課題となっております。また、大地震と豪雨が同時に発生する最悪の事態まで想定しなければならない状況になっております。本町におきましても、令和2年7月豪雨災害では未曾有の被害を受け、復旧・復興に向けた取組が今なお続いております。この経験は、町の防災体制を再点検する契機となり、行政の役割と住民一人一人の備えの重要性を改めて認識することとなりました。

さらに、本年8月の豪雨では、九州各地を中心に大きな被害が発生いたしました。私はボランティア復旧作業や現地視察のため、八代市、鹿児島県姶良市、福岡県福津市を訪問いたしました。福津市では、市長と直接お話を伺い、まさかの災害に直面し、行政も住民も懸命に対応に当たっている様子を知ることができました。どこの被災地でも被害の把握、避難者支援、インフラ復旧など、発災直後の混乱期における的確な対応が大きな課題となっていました。本町におきましても、被災自治体への職員派遣など、広域的な支援を行っておられると承知しております。こうした経験から学ぶべきことは多く、災害の初動対応をいかに早く的確に行うかが被害拡大の防止と復旧の迅速化に繋がると痛感しております。避難所の迅速な開設、物資確保、情報伝達体制、ボランティア受入など、平時からの準備が住民を守る要となります。結局のところ、行政の対応力の向上と町民の危機管理意識の高まりが、地域の安全安心を支える基盤になります。災害大国日本に住む私たちにとって、災害とどう向き合うかは避けては通れない課題でございます。以上を踏まえまして、3点質問いたします。

主題2の①、本町における今年の大河被害の状況はどうなっているのか、またその被害対応の取組はどうなっているのか。②令和7年8月豪雨を受けて、被災自治体への職員派遣等

をされているが、これまでの実績と今後の計画はどうなっているのか。③今後の災害対応想定はされていると思うが、町民の危機管理意識の向上のためにどのような取組をされているのか質問いたします。以上、壇上での質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 百田君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 百田議員のご質問に関しましては、個別具体的な内容となっておりますので、担当課長より詳しく答弁をさせていただきます。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 百田議員の質問、主題1についてお答えいたします。

学校体育館への空調設備の設置につきましては、近年の異常気象の影響や熱中症警戒情報の法的な義務付けを踏まえますと、気象条件によって体育活動が制限される可能性がますます高まっており、安全な教育環境の整備が求められているところでございます。加えて、体育館は平常時には教育施設として活用される一方、災害時には地域の避難所として役割を果たす施設でもありますので、空調設備の設置は地域住民の安全・安心にも寄与する重要な取組であるということも認識しているところでございます。

このようなことから、空調設備の設置の早期実現に向け、先例自治体への視察などによる情報収集を行い、機種の選定や設置費用の試算などの検討を進めているところでございます。

また、国も学校体育館等への空調設備設置に向けた支援を進めており、令和6年度に創設された空調設備整備臨時特例交付金を活用する形で災害時の避難所として活用される学校体育館等への空調設備設置を加速化させ、令和17年度までに設置率95%を目指す方針が示されています。この国の補助制度を最大限に活用し財源の確保に努め、計画的な設置を進めてまいります。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） 質問の主題2の①について、お答えいたします。

今年の梅雨の期間は、大雨警報等の発表はなく総降雨量も約400mmで例年の半分程度となり、被害の発生は見られませんでした。鹿児島県に大きな被害をもたらした8月8日から9日にかけては120mm程度の降雨量であり、また県内に大きな被害をもたらした8月10日から11日にかけては25mm程度であったため、被害の発生はありませんでした。

次に、②の質問についてお答えします。

8月11日時点で八代市以北での被害が見込まれたため、竹崎町長から被災自治体への支援について指示があつております。このことから、8月13日から美里町へ初動体制や住家被害認定調査の体制構築のため職員を派遣しております。また、熊本県、県町村会からの被災自治体への職員派遣調整を受け、8月14日から氷川町へ、19日から八代市へ職員を派遣し、罹災証明の申請受付や住家被害認定調査、災害廃棄物仮置き場の運営などの支援を行っております。加えて、21日からは、在宅避難者の健康調査などに保健師を美里町へ派遣しております。8月31日時点で3自治体へ延べ72人の職員を派遣しております。また、

被災自治体から支援物資の要望があり、18日に美里町へ水500m³を960本、枕土袋200袋を本町から搬送しております。今後も熊本県や県町村会と連携し、被災自治体への切れ目のない支援を行ってまいります。

次に、③の質問についてお答えします。

出水期前には芦北町総合防災マップや避難場所の確認を啓発するチラシを全世帯に配布し、災害に備える町民の意識の醸成を図っております。また、自主防災組織や行政区等を対象に毎年大雨と地震を想定した2回の情報伝達訓練を行うとともに、その際、2地区程度を選定した実動避難訓練を実施し、訓練の振り返りをとおして避難経路や非常持出品の確認などを行っております。

さらに、本年4月に着任の防災監を中心に小学校や自主防災組織、行政区等に対しての防災講話により、地区内の危険箇所の確認や自助、共助の重要性を伝える活動を行っております。加えて、要配慮者利用施設の事業者等に対しては、避難確保計画の実効性確立のため、計画作成の支援と作成後の伴走支援も行っております。4月以降、これまでの活動は延べ30回を超えており、今後も積極的な取組により町民及び事業者等への防災意識の向上を図つてまいります。以上です。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） それでは、主題1の学校体育館の空調設備の設置について申し上げます。

前向きなご答弁ありがとうございます。この件に限らず、私たち議員、そして町民からは日々様々な要望が寄せられており、その実現には財政面など様々な課題、調整のご苦労が伴うことを私たちも十分に理解しているところでございます。そのような中にあっても、常に丁寧に、前向きに取り組んでいただいている町執行部には改めて感謝申し上げます。

酷暑の厳しさが増す近年、気温の上昇とともに空調設備の必要性、重要性も一段と高まっています。併せて、物価上昇等の課題もございますが、それを踏まえた上でも引き続き早期の実現に向けて取り組んでいただきたいとお願いを申し上げます。

次に、主題2の①、本町における今年の大河被害の状況について申し上げます。

本年は、幸いにも本町において大きな大雨被害は発生しなかったと伺い安堵しておるとこでございます。今年は梅雨期間が短く降水量も少なかったことから、渇水が一時懸念されていた矢先に全国各地で集中豪雨が発生するなど、気象状況のメリハリが極めて強い年となりました。そのような中でも大きな被害がなかったのは、町執行部による日頃からの備えが功を奏した結果であると感じております。今後も気を緩めることなく、ハード、ソフト両面から防災、減災にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

次に、主題2の②、令和7年8月豪雨を受けて、被災自治体への職員派遣等の実績と今後の計画についてでございます。

令和2年7月豪雨を経験した本町だからこそできること、伝えられることがございます。そして、被災時に私たち芦北町も全国各地、海外から多大なご支援とご協力をいただきまし

した。その御恩があったからこそ、現在の復旧・復興レベルに至れており、この感謝の思いはずっと続くものだと思います。私個人的には、令和2年7月豪雨ボランティアを機に、災害支援ボランティアの活動を毎年のように可能な限りで行っております。それは、地元芦北町を助けていただいた感謝の思いから続けております。本町自治体としても、限られた職員数ではございますけれども、要請があれば積極的な災害支援、派遣、協力を引き続き実施いただきたいと思います。

最後に、主題2の③、町民の災害危機管理意識の向上のための取組について申し上げます。

先月の豪雨で被災された地域を訪れ、被災者や現地で活動するボランティアの方々とお話をいたしました。その中で多く耳にしたのは、まさか自分が被災するなんてという言葉でございました。災害時にまず必要なことは、自分の命は自分で守るという強い意識でございます。今や、日本のどこで災害が発生しても不思議ではなく、完全な安全地帯は存在いたしません。私たちは、より安全を求め続けるしかありません。ハザードマップはあくまで危険を知るための参考資料であり、未来を予言するものではありません。想定外、想定以上の災害が起きる可能性が常にあります、そのことを意識し、一人一人の危機意識を高めることこそが、命を守る第一歩となります。行政の役割は自助、互助、子育て、公助で守ることになります。自助、互助を町民の当たり前にしていく環境を整え、その上で公助を最後の砦として確実に機能させる、その二段構えが極めて重要であります。災害対応に100点満点は存在しません。できる限りの備えを尽くすことにつきます。本町の取組について答弁をいただきましたが、私の想像以上に計画的かつ具体的に、総合的に進められていることを改めて知り大変心強く感じておりますところでございます。町民の安心・安全の確保に向けて、日々ご尽力いただいている職員の皆様の姿勢や努力が確かな成果としてあらわれていることを確認することができました。特に防災監の取組につきましては、私自身の勉強不足もあったかもしれませんのが、その存在意義と必要性を改めて実感したところでございます。

町執行部による平時からの備えの充実、関係機関との連携強化、そして住民への情報提供や啓発活動など、多方面にわたる施策が具体的かつ着実に実行されている点は大いに評価すべきと考えます。今後もこれまでの取組をさらに発展させ、アップデートを怠らず、町民一人一人が安心して暮らせるまちづくりを着実に進めていただきたいと強く期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 百田君の質問が終わりました。次に宮尾君。

○9番（宮尾秀行君） 皆さん、こんにちは。

議長の許可のもと、一般質問を行います。

まず質間に先立ち、先日、熊本県の中部から北部で線状降水帯の発生による大雨によって亡くなられた方々のご冥福と、被害に遭われた皆様に対して心よりお見舞いを申し上げます。

さて、このような災害は日本各地で頻繁に発生しており、地球の温暖化による世界中の異常気象は、異常が日常となる、もはや気象災害であります。手の打ちどころはありませんが、

人類はそれに対応しながら生き抜いていかなければなりません。そのような厳しい時代の中、炎天下の中で仕事をする職種は数々ありますが、気象災害と闘い仕事をしなければならない最たる職種は、農業、漁業を中心とする第一次産業で生業を立てている人々だと考えているところです。そこで、今回は自らの生業でもある柑橘類の施設栽培に関する質問をしたいと思います。

さて、ここ芦北町を中心とする芦北地方は、昭和20年代から甘夏みかんの生産が始まり、昭和31年に熊本の田崎市場初出荷、同34年に東京青果に初出荷以来、破竹の勢いで生産量が増え、熊本初出荷からわずか8年後には肥後田浦駅前に大型選果場を建設するまでになりました。その頃は、まさに甘夏みかん一色で、旧田浦町においては、学校の先生や勤めの方々などあらゆる職種の人々が朝夕の時間を利用し栽培されるなど、活気に満ち溢れておりました。それから勢いそのままに全国の市場にマルタマークの甘夏の品質の良さと味を知らしめていきました。

また、平成3年6月には一市場一品目で10億円以上の売上を達成し、東京青果の社長を当時の田浦農協に来ていただき表彰したこと覚えています。12億以上の売上であり、ほかの取引市場を合わせると20億を超える生産量も1万2,000tを上回っておりました。ちなみに一品目で10億円以上売上は日本初だったとのことです。それから10年連続であったということも理解をいたしております。

そのあとは、時の移ろいとともに、昭和から平成になるころより食生活も豊かになり、少量多品目を購入する時代を迎え、甘夏の人気は下火となりましたが、マルタマークの甘夏みかんは地域に豊かさと経済の活力を十分与えてくれました。

しかし、それ以上に宝となったことは、九州の片田舎の青年が上京した際も「マルタ甘夏と東海カーボンのある町から来ました」と、どこに行っても堂々と挨拶をし、一流商店の千疋屋、高野フルーツなどとも十分に仕事の話、商売の話をすることができたことあります。自信と誇りを私たちに十分植え付けてくれたことでした。そのようにして、先人の努力で築かれ、生産者の頑張りと地域、行政の力添えのもと受け継がれてきた柑橘類のマルタマークの生産地を守り、子どもたちの将来のために発展させなければなりません。そのためには、私の体験、知識から、この厳しい自然環境の中で経営として成り立っていくのは、私が知る限りでは、デコポンなどの施設栽培が、費用対利益を考えたときに一番適しているのではないかと考えているところであります。今後の町の活性化のためにも、ぜひ面積を増やすべきだと思っております。その信念のもと、以前、平成29年の6月議会で、「御立岬公園駅裏側の耕作放棄地の解消と活性化は」という題目で一般質問をして、結果、地主の意向調査がなされ、今開発中の営農団地に繋がったものと認識しております。当時の福田貴司課長が、概ね5年後を見据えて農用地が有効活用され、農業振興を図ることを基本にしたいという答弁をもらっております。その後、令和2年の大水害も発生し、それを一丸となり乗り越え、年月が少し余計に経過をいたしましたが、新たに果樹産地としての基盤づくりが重要な時に

なったと考えています。

そこで質問をいたします。①施設を建設し営農を始めるまで、資金面はもとより様々な作業工程を踏まなければなりません。新たな土地を求めて心機一転、高品質なデコポン作りに取り組もうとしている農家の後継者に対して事業を成功させ活気づかせることは、若者が残り、第一次産業が元気になり、町も活気づきます。そこで、入植者と事業に関しての話し合いは十分できているか伺います。また、今後このような営農団地開発にどのように取り組まれるのか伺います。②現在高齢になられたり、体力的な問題、労働力の問題で耕作をやめられた施設を引き継ぎ、それを利用して栽培する動きが出ております。無償或いは安価な借賃で始められ、メリットは多く、耕作放棄地を増やさないなど地域のために良いことだと思います。現在も施設の修理費用に対しての補助金があり助かっていますが、中古ハウスを借りて始める時には必ず修理が必要になると考えます。そこで、はじめての修理費用や移住されてきた人が始める時など幅広い補助ができるいかを伺います。再質問は、質問者席から行います。

○議長（宮内道則君） 宮尾君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 宮尾議員のご質問にお答えをいたします。

今後の果樹振興についてであります。

まず、果樹生産の情勢としましては、平成17年の合併当時、町内のデコポン、甘夏の生産者数686名、生産量約9,800tに対し、現在は生産者数331名、生産量約6,000tとなっております。ご承知のとおりであります。全国的な課題でもありますが、高齢化や後継者不足など、生産者、生産量とも大きく減少している状況であります。この厳しい状況の中にあっても、本町の甘夏、デコポンについては、その品質の良さから市場より非常に高い評価を受けて、私も市場を視察した時に実感しております。出荷時には千疋屋も覗きました。価格の動向等を調査をさせていただいておるところでございます。それには、これまで築き上げてこられたマルタブランドの信頼を守っていくために、担い手対策をはじめスマート農業による省力化や、ハウス整備、基盤整備などに取り組んでおります。

今後も、県やJA等の関係団体と連携を強化いたしまして、産地の維持、発展に繋がる取組を積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、残余の具体的なご質問につきましては、担当課より答弁をさせます。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 質問の①についてお答えします。

町内の小規模基盤整備については、令和6年度に佐敷地区0.67ha、田浦地区1.1haの園地整備が完了しています。現在、入植者、JA、農林水産課の三者でハウス建設に向けた事業計画等の協議を進めているところです。具体的には、浸水被害のリスクを考慮しつつ、整備計画の検討、作成や資金計画、経営面での相談、指導を行っています。

今後の団地整備につきましては、団地栽培に対する需要予測を把握する必要がありますが、

整備の際は、これまで同様小規模な基盤整備を基本とし、営農が早く開始できるようスピード感を持って進めていきたいと考えております。

次に、②の質問についてお答えします。

現在、施設栽培の整備については、ハウスの新設、巻き上げ機や骨組みの修繕等の様々な支援を行っています。その他、国、県の事業を活用し、ハウス整備に伴う資材費や付帯設備についても助成を行っています。今後は、新規就農者が施設栽培に参入しやすくするため、中古ハウスの購入支援等の検討を進めてまいります。

○議長（宮内道則君） 宮尾君。

○9番（宮尾秀行君） ただいま農林水産課長からお答えをいただきました。

おっしゃるとおり、芦北地方においては、大規模な団地というのはなかなか時間がかかり、難しいものだと思っております。小規模な営農団地の開発等を、早さだけしますのでそちらから進めていただければというふうに思っております。しかし、その前にやはり今の事業を必ず成功させなければいけません。そして、成功させれば必ず後から自分もやってみたいというような動きも出てくる、それが大事でないかと思っております。行政、JA、十分親身になって、入植者の方々と話し合っていけば、安心感もあり失敗もなく始めることができるのではないかと思っておりますので、今後も密に話し合いをしていただき、その話し合いの中でいろんな問題点を解決していっていただければと思います。

そこで、私も常日頃よっちょ通る生活圏の中の八幡の元であります。その中の実際ハウスを建てる場所、埋立地の中で実際ハウスを建設する場所については話されているのかを伺います。といいますのも、八幡の元はもともと大雨の時にはわりと冠水しやすい場所であります。北側の位置に建てればほぼ冠水はしないのではないかと考えていますが、そのところを伺います。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 田浦地区に入植を予定されている農家さんの方々とは、JA、農林水産課の三者で、ハウス整備についてこれまで5回の協議を行っております。現地は令和2年7月豪雨により浸水した区域であることから、浸水対策が最重要課題であると考え、はじめに高さの基準を決定するため、レベル測量を行いました。基準高に基づき図面を作成し、浸水区域を想定したハウス配置など様々なシミュレーションを作成し、助言を行っているところです。今後も入植者が安心して事業を進められるよう、入植者の声をしっかりと聞きながら、適切な助言を行っていきたいと考えております。

○議長（宮内道則君） 宮尾君。

○9番（宮尾秀行君） これまで5回話し合われたということあります。連絡を密にして、ぜひそのような体制を作っていただけだと思います。

6月に田浦町の雨量計、時間雨量45mmぐらい降った時がありました。大雨等が降る時には、私もその現地に行ったりして観察をすることがよくあります。また黒崎住宅のところ

はわりと住宅も浸水しやすい場所ですので、行って、今日の水かさはどうかなというふうによく見ていきますけれども、その6月には、現地の水面はもう全く水がない状態、というのは、よく堰、井樋が開いて綺麗に水が流れていたんじゃないかと思います。ところが、赤松川の方はもう満水に近いような、上から、土手から手を入れれば、水、水面に届くぐらいに来していました。ということは、おそらく、よく潮の関係もありますけれども、水が引けていなかつたんじゃないかというふうに思います。

しかし、今までの災害等の事例を見たときに、こないだ、以前の水害の時も見たんですけども、今回開発をされるところは、今、その上に客土等をしてすれば、北側ならもう全く問題ないんじゃないかと思っておりますので、ぜひ今後とも話し合って、もう建ててしまえば、もう全くどうにもなりませんので、その位置を決めることが一番大事だと思いますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

次に、八幡の元の今の埋立の現状といいますのは、災害土で埋めております。そのままで果樹、特にデコポンは育ちません。ハウスの建設場所は最低でも50cm程度の果樹に適した土を客土しなければならないと思っております。完成までの一連の工程でも一番重要なポイントではないかと思います。6月3日に私も入植者の方と現地でお会いした時に、客土の話をいたしました。ところが、その時その業者さんが来ておられて、見積もり等の考えもあられたようですが、業者さんの話によれば、任せてもらえば相当な金額がかかるよと向こうから言われまして、その時、福田課長が来ていただいて、しばらく中断してより良き方向を考えようというようなことで、入植者の方に話をしてくれたことは非常によかったです。自由に造り土を取る場所があれば、重機とダンプを借りれば共同作業ができます。どうか土の確保をしていただきたいと思います。

私がこう言いますのも、委員会等の現地調査の中で、令和2年の災害復旧は、竹崎町長はじめ皆さん之力で一生懸命頑張っていて、おかげで、もうスピード感持って復旧はできました。しかし、埋める土がないから田んぼが作れないというような場所がよく見受けるわけで、ですから町で、こういうのは行政上できるかできんかわからないんですけども、ひと山確保でもして農地に入れたりするならば、自由に取ってくださいと。その代わり、ダンプと重機なんか自分たちでしなければいけないんだよというようなことで、そういう埋め立てる、客土をする土があるようなところがぜひあればというようなことを考えているわけあります。といいますのは、平成13年前後から始まったリース事業とかは、造り土がたくさん用意してございました。その頃は県の予算等もわりと十分あったそうでありまして、その客土の土、その代わりに生産者がダンプ或いは重機を借りて共同作業をして、私の家も2反7畝のところを、冬休み中に小学校のグラウンドを通させていただいて5日間ぐらいで終了したことがあります。わりと短期間で共同作業ですればできます。ですから、そういうことができて、工夫してできますように、何か客土の土等を用意していただけないかというふうに

思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 表土の確保につきましては、令和2年災の農地復旧事業や県営土地改良事業などでも多く使用しており、農家からの良質な表土に関する問い合わせもこれまで多数あつてあるところでございます。そのようなことから、表土を確保する必要性は感じております。表土の確保につきましては、県とも連携し、土木工事の際に発生した土砂で表土として利用できるものはないか情報を共有しております。

また、良質な表土が確保された場合は、その表土を町有地などにストックできるよう仮置き場を何か所か現在想定しているところでございます。今後も県営の基盤整備事業や小規模基盤整備事業などで表土が必要となってまいりますので、農家さんですね、利用しやすいような表土の確保に今後も取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮内道則君） 宮尾君。

○9番（宮尾秀行君） ゼひ、そのようにして表土の確保をお願いをいたしたいと思います。

①の最後の再質問といたします。

J Aあしきた管内で、施設面積48町5反4畝で153名、平均3反7畝、そのうち町内26町2反、90名で平均2反9畝であります。

また、毎年、県内の産地の価格、芦北産が熊本県内のデコポンでの価格もトップであり、価格を吊り上げリードして他産地も引っ張っております。しかし、その中でほかの産地は面積も減っている中で、芦北地方は少しずつではありますが面積も増えております。いかに芦北地方の生産者が栽培技術を高め合い、努力しているかということが伺えるところであります。それを考えたときには、芦北地方のデコポンは熊本県の宝、ひいては日本の宝だと思っております。規模拡大を計画している人や新規に取り組む人が夢を実現できるように、国、県に対して営農団地造成から施設建設のプロジェクトを考えるように強く要望していただきたいと考えています。建設の費用もロシアがウクライナに侵攻して以来、石油製品や鉄鋼製品、また家畜の飼料など軒並み高騰をしております。それに加え人件費の高騰などで、加温ハウスの建設費は平成13年頃から比べれば価格は3倍になっております。しかし、そのことで手をこまねいていても産地は発展はいたしません。産地を守り、町の活性化のためにも、現在の補助事業は大変ありがたいものですが、自己負担額が半分ほどになるように、町長、担当課全力で頑張っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 今、新規就農者の負担軽減ということでございまして、新規就農者の方々がですね、新たにハウスなどの施設を始める場合は非常に負担が多いわけでございます。以前はですね、ハウスリース事業という事業がございまして、この事業は新たにハウス栽培を始める農家にとって低コストで始められることから、非常に有効な事業であったと認識しておりますけども、現在のところ国、県ともに以前あったハウスリース事業に類

似する事業がないというのが現状でございます。

今後も、国、県に対しまして、事業の必要性を説明するとともに新規事業のですね、設立に向けた働きかけを続けていきたいというふうに考えております。

○議長（宮内道則君） 宮尾君。

○9番（宮尾秀行君） 担当課の努力に対して、期待をいたしております。

①の最後に、今後施設を始めようとする農家が出てきたときは、施設の種類の中でも加温ハウス、無加温ハウス、屋根掛けなど労力、栽培技術、資金、利益率を考え、取り組むべき選択肢があると思います。行政としてJAの担当者とも十分情報交換され、営農がより良き方向に向かうように取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 今後もJA、また柑橘組合、また農業者の方々の声をしっかりと聞いてですね、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（宮内道則君） 宮尾君。

○9番（宮尾秀行君） 加温ハウスと比べて無加温、屋根掛け等については、かなりの低単価でできます。それと栽培技術を持っておられる方ならば、逆に無加温ハウスの方が取れ高がよかつたんじゃないかなというふうなことも考えられます。加温ハウスにつきましては、暖房機、或いは二重張り、そして現在の重油高等のコストも考えれば、まず始めたいというような方がいたら、その人の生産技術或いは経験年数、資金、そういうようなことも一緒に考えていただいて、始めたが失敗をされたというようなことがないように、ぜひ今後、十分話をされて一緒に考えていただければというふうに期待をいたしております。

次に②の質問に関して、再質問をいたします。

1回目の答弁の中で、修繕等の支援を行って、さらに今後中古ハウスの購入支援等の検討を進めるとの力強い考え方の答弁をいただきました。期待するところであります。このことは、急傾斜で平地の少ない田舎町を、品質と信頼の甘夏みかん作りをとおしてマルタマークの柑橘の生産地として繁栄をもたらした、この伝統をなくしてはならないという認識のあらわれだと私も理解をいたします。今後農家の人たちも高齢化し、今後中古ハウスは施設栽培を軌道に乗せる最適なアイテムになると思います。芦北地方の生産面積を減らさないように、より取り組みやすくするため、中古ハウスを借り受けた後、1回だけに限り天井ポリなどの被覆資材への助成があれば助かると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮内道則君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 中古ハウスでございますけども、中古ハウスにつきましてはですね、今、移設とかそういう面につきましては県の支援事業がございます。また、中古ハウスに限らず骨組とか修繕に関してはですね、町の単独の補助がございます。ビニールの張替に関しては、今までではですね、消耗品に位置付けられていたものですから支援の対象とはしておりませんでしたけども、今後、生産者の声であったりとか需要の必要性をしっか

りと勉強させていただいてですね、今後対応してまいりたいと思います。

○議長（宮内道則君） 宮尾君。

○9番（宮尾秀行君） いろんな鉄の部分、鉄の部材等の修繕費用というようなことは出ております。大変助かっております。ただ、先ほど来申し上げますとおり、新規就農或いは新しくハウスを建てる人たちに限って、特に中古ハウスを借りてするときですね、失礼いたしました、中古ハウスを借りて始めるときなんかは、いろんな修理、そしてポリも張り替えなければならぬんじやないかと思います。ですから、1回に限ってもよろしいと思います。消耗品でありますので、それは生産上必要な経費でありますので、ポリは3年、4年ごとに替えていきますので、1回目の、始めるときだけでも支援をしていただければと思いますので、今後十分考えて協力をしていただければと思います。

最後になりましたけれども、旧芦北町、失礼しました旧田浦町或いは合併後の芦北町にも、今の甘夏、デコポンがなかったならばどうなっていたんだろうというようなことを、よくこの頃考えております。「道の駅でこぽん」という名前もおそらくなったであろうし、いろんな生産物を寄せるときに、目玉商品もなかったんじやないかというふうに思っております。小面積の水田ばかりで、農家人口はおそらくごく少なくなっていたのではないかと思います。補助金などの質問をいたしましたけれども、若い農業後継者が元気になり活気が出れば、必ず町の活気にも繋がります。この食料を、この炎天下で生産に頑張るすべての農業者はなくてはならない日本の宝もあると考えて質問をいたしました。

最後に、竹崎町長にこの農業に関する認識をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 食、いわゆる農は命を支える根本でありまして、ここは縄文時代の後期から、以前は弥生時代から稲作も始まったと言われておりますが、今は学説としては縄文時代の終わりごろから稲作が始まつたんじやないかと言われております。縄文時代は1万年の時間があるわけですが、それ以来ずっと我々の命を支えてきたわけで、米に限らず、果樹としてはもう栗を植えていたであろうとか、そういうですね、ことも言われておりますけれども、そういうことからしても、今までお述べになったことはしっかりと我々も理解し、また共感するところばっかりでございますので、対応してまいりたいというふうに思います。

もし、この田浦、芦北地方に甘夏、デコポンがなかつたらというお話をございましたが、私もそういうことをですね、想起することができます。もしかしたら、この芦北町はほかに特産品は果たしてですね、存在し得たであろうかと、もっともっと疲弊してですね、いわゆるもう中山間地、或いは山村地域の典型的な廃れた土地になっていたのではなかろうかなどですね、思うわけでありますが、その思いをするたびにですね、この甘夏、デコポンをですね、導入された先人の方々に本当にもう頭が下がる一方でございましてね、これはしっかりしなければいけないと思います。

ちなみにですね、熊本県の農業生産高は全国で第5位であります。その内訳はですね、野

菜と果樹がトップなんですよ。2番目が畜産です。3番目に米、茶があります。ということは、熊本県は野菜と果樹で、その大半をですね、やはり創造しておると、作り出しておるということでございます。その中でも、当地域につきましては、甘夏、デコポンを中心としてですね、確固たる地位を築いておりますので、しっかりと守らなければいけない、客土の件に関しましてもおっしゃるとおりでありますと、災害復旧・復興、農地の、田畠のですね、復興も成し得ましたが、ただ地力が落ちておりますので、その土の中の地力、バクテリアとか細菌がですね、いい環境を作った土があったわけですが、それがもうなくなってしまっておりますので、ここには良質の表土をやっぱり持ち込んでいくべきだ、先ほど積極的なご提案がありましたので検討をしてみたいなと思います。

ちなみに、芦北町の農業生産高でございますけれども、やはり野菜、果樹がトップであります。そして畜産、そしてお茶、米となっておりますけどもね、しかし万般にわたりまして農業振興には必要な分野でありますので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうには思っております。

基盤整備につきましては、営農団地の造成につきましては、もう宮尾議員さんは以前からそれを主張されておりました。まさにこれから効率化、省力化、そしてまたコストダウンを図りながらですね、利益を得て後継者を作っていくこうという理念をお持ちでございました。国内の64%は中山間地なんですよ。残りがですね、平地があるわけでありますが、圧倒的に中山間地、山間地であります。ここが64%、これからどんどんどんどん70%近づいていくと思いますが、ここが占めているのがわが国の実態でありますね。小規模の土地改良、これをですね、やっぱりどんどんどんどん進めていかなければいけない。幸い私は、熊本県の土地改良連合会の代表をさせていただいておりますので、積極的にですね、この事業は推進してまいりたいと思います。甘夏、デコポン、これを守っていくんだという思い、これをですね、皆さん方にも、開陳申し上げておきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮内道則君） 宮尾君。

○9番（宮尾秀行君） 力強いお話、本当にありがとうございます。

町長は以前より、農業、漁業、第一次産業については非常に重要視をされて、いろんな政策で私たち農業者に活力を与えてきていただきました。

また、本年1月も、いろんなところで農業の活性化を訴えられておられました。どうか力強いリーダーシップでお力添えをいただくことに期待をいたし、質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 宮尾君の質問が終わりました。以上で、一般質問を終わります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

散会 午後0時05分

芦北町議会定例会会議録

令和7年9月11日（木）

令和7年度第5回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

令和7年9月11日
午前10時 開会
於 議 場

1 議事日程

(一括議題＝日程第1から日程第8まで)

- 第1 認定第1号 令和6年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第2 認定第2号 令和6年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第3 認定第3号 令和6年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第4 認定第4号 令和6年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第5 認定第5号 令和6年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第6 認定第6号 令和6年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第7 議案第36号 令和6年度芦北町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第8 議案第37号 令和6年度芦北町下水道事業会計決算の認定について
- 第9 発議第3号 水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書
- 第10 議員派遣の件

(一括議題＝日程第11から日程第14まで)

- 第11 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
 - 第12 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出
 - 第13 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出
 - 第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出
- (閉会)

2 出席議員（11名）

1番 百田翔吾君	2番 楠原清照君
3番 長口隆君	4番 林田燿宏君
5番 坂本登君	8番 草野安道君
9番 宮尾秀行君	10番 川尻成美君
11番 寺本修一君	13番 元山秀志君

14番 宮内道則君

3 欠席議員（2名）

6番 寺本順一君

7番 白坂康浩君

4 説明のため出席した者の職氏名（15名）

町長	竹崎一成君	副町長	松本俊造君
教育長	岩田繁義君	総務課長	池田康浩君
企画財政課長	田代忍君	税務課長	内田照也君
住民生活課長	窪田和彦君	健康福祉課長	鳥居佳史君
農林水産課長	福田鉄也君	商工観光課長	桙浩之君
建設課長	平田秀臣君	上下水道課長	才保親哉君
教育課長	宮島昭典君	スポーツ・文化振興課長	溝俣圭一君
会計管理者兼会計室長	山下博章君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 岡田謙治君 次長(課長補佐) 鎌田富士夫君

議 員 派 遣 の 件

次のとおり議員を派遣する。

1 芦北町議会議員視察研修

- (1) 目 的 地域活性化等に関する事例等について調査し、本町の発展に資するため
- (2) 期 日 令和7年9月12日（金）～14日（日）
- (3) 場 所 台湾
- (4) 派遣議員 議員全員

2 熊本県町村議會議長会（議会広報研修会）

- (1) 目 的 議会広報の活性化に資するため
- (2) 期 日 令和7年11月7日（金）
- (3) 場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）
- (4) 派遣議員 議会広報委員会委員

令和7年9月11日

芦北町議會議長 宮 内 道 則

開会 午前10時00分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

会議に入ります前に、本日は内野小学校6年生の児童の皆さんと引率の先生が授業の一環として、議会の傍聴に来られています。

児童の皆さんには、短い時間ですがしっかりと芦北町議会の様子を見ていただき、勉強に役立ててください。

それでは本日の会議を開きます。寺本順一君、白坂君より欠席届が出ております。

お手元に配付の議事日程にしたがって、会議を進めてまいります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第1 認定第1号 令和6年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

第2 認定第2号 令和6年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第3 認定第3号 令和6年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第4 認定第4号 令和6年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第5 認定第5号 令和6年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第6 認定第6号 令和6年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第7 議案第36号 令和6年度水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第8 議案第37号 令和6年度芦北町下水道事業会計決算の認定について

○議長（宮内道則君） 日程第1、認定第1号「令和6年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第8、議案第37号「令和6年度芦北町下水道事業会計決算の認定について」までは、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託をしておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。質疑は、2人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、林田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（林田耀宏君） おはようございます。

総務厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に、当委員会に付託されました認定第1号、令和6年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、及び認定第2号、令和6年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ほか2件の特別会計の決算の認定について、9月3日及び4日に審査を行いました。

審査に当たっては、決算審査資料及び主要施策成果説明書等によって説明を受け、予算が

適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審議しましたので、その結果について報告します。

まず、令和6年度決算状況について、一般会計の歳入決算総額は、139億8,037万507円で、対前年度比9億9,332万9,104円の減、歳出決算総額は135億5,587万5,126円で、対前年度比4億6,452万8,117円の減となりました。

また、財政指標については、経常収支比率は3.0ポイント増の92.5%、実質公債費比率は0.2ポイント増の5.1%となっていますが、総合的に判断すると健全財政が保たれています。

以上、審査過程において論議された主なものについて申し上げます。

はじめに、総務課では、消防・防災対策など安全・安心なまちづくりに関する事業や職員の人材育成、DX推進、町の情報発信事業のほか、令和6年能登半島地震で被災した石川県輪島市への災害対応業務支援のための職員派遣などが行われました。

消防・防災対策事業では、町民の生命・財産を災害から保護するため、防災訓練を通じた関係機関との連携強化や地区防災計画の作成支援等が行われました。

また、令和7年度完了予定の防災行政無線の更新工事及び防災拠点センター整備の基本設計に着手するとともに、地震時の通電火災防止のため町民が設置する感震ブレーカー購入に対する助成が行われました。

次に、財産管理事業では、町有林管理人制度について、管理人の高齢化や後継者不足、水俣北森林組合が施業の中心となっていることを踏まえて令和6年度で廃止されました。

またDX関係では、芦北町DX推進方針に基づき、職員によるワーキングチームを組成し、デジタルツール活用による課題解決型研修が実施されるとともに、DX推進の基礎となる人材育成に取り組みました。

主な質疑として、職員採用試験で新たに実施した「S P I 3」とは何か、また5月の前期試験と9月の後期試験の2回の実施とした理由は何かとの質疑に対し、「S P I 3」とは、民間企業で広く導入されている試験で能力検査と性格検査を実施するものであり、これまでの9月の試験実施では大学生等が就職活動を終了している時期であったため、多くの受験者確保のために5月に「S P I 3」による前期試験を実施し、また高校生は、就職活動のルールとして9月中旬からしか採用試験を実施できないことから、従来の共同試験を後期試験として実施したとの答弁がありました。

また、防犯対策事業について、防犯灯や防犯カメラの累計補助実績はとの質疑に対し、防犯灯は平成18年からの累計で1,212基、防犯カメラは令和2年からの累計で385台の補助実績となっているとの答弁がありました。

次に、企画財政課では、町総合戦略に基づく地方創生の推進、国際化・国際交流の充実、人材育成、地域・民間団体の支援、公共交通機関の維持等にかかる各種事業が実施されています。

ふるさと応援寄附金事業では、寄附金額の見直しを行い受入額の増加に努めるとともに能登半島豪雨における被災自治体の代理寄附受付を実施されました。

国際化・国際交流事業では、英国派遣事業などによる国際交流事業の活性化が図られたほか、国際交流員による国際理解教育事業を実施されました。

公共交通対策においては、芦北町地域交通計画に基づき、地方バス運行対策事業、ふれあいツクールバスの運行事業を実施され、併せて山間部の空白地帯等の解消に向け予約型乗合いタクシーの運行を実施されました。

令和2年7月豪雨災害については、かさ上げ等の自助対策を講じるとともに、芦北町すまい支援事業補助金の事業が完了し、被災者に寄り添った復興施策が進められました。

また、平成27年に策定された「第二次芦北町総合計画」の期間終了を受け、今後8年間のまちづくりの指針となる「第三次芦北町総合計画」及び「第3期芦北町総合戦略」を策定されました。

主な質疑として、ふるさと応援寄附金の寄附額を伸ばす取組についてはとの質疑に対し、ふるさと応援寄附金の重要性は十分理解、認識しており、柑橘類の事前予約や新たなポータルサイトの追加、サイトのリニューアルなど寄附の増に向けた取組を行っているところであるとの答弁がありました。

また、ふれあいツクールバスの利用が減少傾向にあるが、理由はとの質疑に対し、人口減少もあるが、利用者の高齢化によりバス停まで歩いて行けないなどの新たな問題が生じているため、今後、新たな地域交通体制の確立に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に税務課では、地方税法や税条例など関係法律に基づき、町税の課税・徴収を厳正かつ公正・公平に行い、自主財源の確保と滞納額の削減に努められました。

また、徴収については、コンビニでの収納やスマートフォンを利用したキャッシュレス納税を導入し、納税の利便性を高めるとともに、法令に基づき滞納処分を行い、収納率の向上を図られました。

なお、国の経済対策における物価高騰への支援の一環として、定額減税や定額減税調整給付金事業が実施されました。

町税の収納状況は、現年度分調定額20億9,151万8,389円に対し、収納額20億8,307万888円で収納率は99.6%、滞納繰越分は、調定額2,332万3,172円に対し、収納額826万9,316円で収納率は35.46%、現年度分・滞納繰越分を合計した収納率は98.89%で前年比0.06%増となり、徴収努力の成果が見られました。

また、財産調査等の結果に基づき、196件の執行停止、127件の不納欠損処分が行われています。

主な質疑として、令和2年7月豪雨災害の被災家屋に対する損耗減点補正率の再適用とはどういうものかとの質疑に対し、修繕等が済んでいない家屋について、固定資産税の絶減措置の再適用を行うもので、令和6年度は7件の実績であったとの答弁がありました。

次に、会計室では、法令等に基づき支出等の厳正な審査を行い、適正かつ効率的な執行管理を行うとともに、資金収支計画の精度の向上を図り、公金の安全かつ効率的な運用と円滑な資金調達をすることで、健全な行財政運営の確保に努められました。

また、会計室で管理されている基金も、安全性と流動性を確保しつつ、財務活動管理方針に基づき適切に運用されています。

主な質疑として、令和6年度の口座振替件数について、件数が減っている理由はとの質疑に対し、下水道事業が企業会計となつたことと保育料の無償化によりそれぞれの件数が減となつたことによるものであるとの答弁がありました。

次に、議会事務局では、議会費と監査委員費が執行され、ほとんどが経常的な経費となっています。

各常任委員会と災害復旧・復興対策調査特別委員会の継続調査、また議会運営委員会や全員協議会を定期的に実施するとともに、監査委員費においては、例月現金出納検査、定期監査等が実施されました。

次に、福祉課では、総合計画に掲げる基本目標「地域で守り育てるまちづくり」を目指し、各事業で策定した計画を基に各種事業が実施されています。

高齢者福祉事業では、高齢者が安心して在宅で生活ができるよう緊急通報体制等整備事業などの福祉サービスの提供による支援が行われています。

障がい者福祉事業では、障がい者のニーズに配慮した障害福祉サービスの提供や障がいに対する理解促進の機運醸成を図るなど、障がい者の日常生活及び社会生活に対する支援が行われています。

児童及び母子・父子福祉事業では、18歳までの子ども医療費や保育所等を利用する3歳から5歳までの副食費の無償化の継続実施に加え、新たに0歳から2歳児の保育料を町独自で無償化することで保育利用に係る費用の完全無償化を実施するなど、子どもの健全な育成とその保護者への子育て支援が行われています。

社会福祉事業では、住み慣れた地域の中で、安心した生活を送れるような地域社会づくりを目指し、地域住民の支え合いによるまちづくりの推進が図られました。

令和2年7月豪雨災害の被災者への支援については、令和6年7月にはすべての応急仮設住宅入居者が住まいの再建を果たされ、また女島ゆめもやい緑地仮設団地の原状復旧が完了したとの説明がありました。

主な質疑として、手話奉仕員養成研修の受講者数についての質疑に対し、水俣芦北圏域単位で毎年開催され、本町では通算36人が受講しており、受講後は手話ボランティアや手話通訳士の受講につながっているとの答弁がありました。

次に、健康増進課では、「あしたのために きたえよう 健康力！」をスローガンに掲げ、健康に関する各種事業が実施されています。

保健衛生事業では、「第4期芦北町健康づくり推進計画」に基づき、乳幼児期から高齢期

まで、ライフステージに応じた健康づくりが進められているとの説明がありました。

母子健康事業では、こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉のそれぞれの専門性を活かし、より連携を密に取りながら相談支援に取り組まれました。

予防接種事業では、子どもの定期接種や季節性インフルエンザなどの予防接種を実施されたほか、帯状疱疹の発症及び発症後の後遺症の予防のため50歳以上を対象に帯状疱疹予防接種費用の助成が行われました。

検診事業では、検診受診者を増加させ、生活習慣病やがんの早期発見、早期治療につなげることを目的に、各種健診の自己負担額を一律500円とするワンコイン健診が実施されました。

主な質疑として、帯状疱疹ワクチン接種が見込みより急増した理由はとの質疑に対し、高齢化の進行に伴い罹患する人が増えたこと、また、定期接種化に向け国に要望が出されていた状況もあり、かかりつけ医からの接種勧奨があったことが考えられるとの答弁がありました。

次に、住民生活課では、総合計画に掲げる基本目標の達成を目指し、環境対策に係る各種事業、清掃センター業務、住民基本台帳業務、国民年金事務等の法定受託事務が行われています。

環境対策事業については、水俣病、防疫、ごみ処理、不法投棄、生活環境などの各種対策に取り組まれました。

ごみ処理対策では、各家庭における分別の徹底により資源ごみリサイクルを推進し、ごみの減量化に努められました。また、「ボトル to ボトル」水平リサイクルに関する協定を締結し、リサイクル意識の更なる向上、循環型社会の形成を図られました。

戸籍住民基本台帳業務では、個人番号制度に基づきマイナンバーカードの交付事務に取り組むとともに、マイナンバーカードを利用した「書かない窓口」を導入し、住民の利便性の向上に努められました。

主な質疑として、不法投棄について、町や警察が指導した件数はとの質疑に対し、不法投棄の苦情は11件あり、警察への通報は3件で、軽微なもので原因者がわかった3件について職員が指導を行ったとの答弁がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計では、被保険者の健康管理と疾病の早期発見、早期治療を目的に人間ドックの助成を行い、医療費の適正化に取り組まれました。

主な質疑として、健診の受診率についての質疑に対し、本町の受診率は県内でも下位にあるため、引き続き受診率を上げる方策を検討したいとの答弁がありました。

介護保険事業特別会計では、介護や支援の必要な方に対する適切な保険給付や介護予防事業・日常生活支援総合事業が行われています。

また、地域包括支援センターを中心とした各種事業を実施し、高齢者の生活機能低下の早期発見・予防、自立した生活を維持するための支援に努められました。

主な質疑として、要介護3以上の居宅介護が約40%であるが、今後は在宅での介護を推進するかとの質疑に対し、医療機関や介護従事者と連携し在宅での介護を推進しており、今後の在宅看護の必要量など情報収集し体制を検討していくとの答弁がありました。

最後に後期高齢者医療事業特別会計については、熊本県後期高齢者医療広域連合が保険者として被保険者認定、保険料率の決定、医療給付を行っており、町では、申請や相談等の窓口業務及び保険料の徴収等を行っています。

主な質疑として、保険料の特別徴収の条件はとの質疑に対し、介護保険料が特別徴収されていること、年金が18万円以上であること、介護保険料とあわせた保険料が年金額の1/2を超えないことが条件となっているとの答弁がありました。

以上のことから、審査の結果、当委員会に付託されました認定第1号、令和6年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、及び認定第2号、令和6年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ほか2件の特別会計の決算の認定については、予算議決の趣旨と目的にしたがって、適正に事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決しました。以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 次に、草野建設経済文教常任委員長

○建設経済文教常任委員長（草野安道君） おはようございます。

建設経済文教常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に、当委員会に付託されました認定第1号、令和6年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和6年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ほか1件の特別会計の決算認定について、及び議案第36号、令和6年度芦北町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、並びに議案第37号、令和6年度芦北町下水道事業会計決算の認定については、現地調査を含めて9月3日及び4日に審査を行いました。

審査に当たりましては、決算審査資料及び成果説明書等によって説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審議しましたので、その結果を報告いたします。

はじめに、建設課では、令和2年7月豪雨で被災した道路や河川の公共土木災害復旧事業を引き続き最優先で実施、また、町産材を活用した木造2階建ての地域優良賃貸住宅が完成し、若者や子育て世代向けの住宅を提供することで移住・定住の促進が図られました。

交通ネットワークの整備では、道路の修繕、舗装、側溝整備等の工事や橋梁の点検・補修を実施され、交通の利便性や安全性の向上が図られています。

防災・災害対策では、河川改修設計や維持工事、各排水機場の修繕等を実施するとともに、危険ブロック塀等安全確保支援事業や小災害復旧事業等を実施し、安全性の向上・確保を図り、災害の未然防止に努められています。

町営住宅等の整備では、長寿命化計画の見直しをはじめ、年次計画に基づくシロアリ駆除予防作業、経年劣化に伴う修繕工事等を実施し、安全で快適な居住環境の向上が図られまし

た。

復旧・復興計画では、令和6年度までに道路災害186件、267か所のうち、184件、265か所の工事を発注済み、また、河川災害226件、667か所はすべての工事が発注済みとなったとの説明がありました。

主な質疑として、老朽危険空家等除却促進事業の補助額について質疑があり、補助上限額は50万円、一番低い補助金額は28万円だったとの答弁がありました。

次に、教育課では、芦北町教育立町の理念に基づき「知・徳・体」のバランスの取れた教育を行い、基礎学力の向上や情操教育、国際理解教育、情報化教育などを総合的に推進し、安心して学ぶことのできる教育環境の整備に努められています。

学校施設整備事業においては、田浦中学校屋上防水工事や田浦小学校手洗場改修工事等が実施され、教育環境の向上及び施設の適正な維持管理が図られています。

学校給食では、子どもを社会全体で育てる取組の一環として、学校給食費の完全無償化が引き続き実施され、子育て環境の充実が図られています。

主な質疑として、町内の児童・生徒の学力の状況はとの質疑に対し、昨年12月の学力学習状況調査では、課題も見られたが、算数・数学では国の平均を上回っているとの答弁がありました。

奨学資金貸付事業特別会計では、高校生及び大学生等32人への奨学資金の貸付が行われ、町内の学徒で経済的理由による修学困難者へ便宜を図り、社会的に有能な人材の育成に寄与されています。

次に、商工観光課では、商工業の育成と振興において、引き続きプレミアム付き商品券に対する補助を実施することで、町内における消費活性化に寄与し、また、まつり等のイベントを商工会と連携して実施し、地域の振興に取り組まれています。

企業誘致では、株式会社テラプローブと設備増強に関する立地協定を締結し、田浦と計石にあるサテライトオフィスでは、お試しワーケーション体験事業等が実施されました。

観光振興では、御立岬公園や海浜総合公園等の観光PR、また御立岬ビーチサッカーフェスティバル等のイベントを開催し、町内外からの誘客に寄与されています。

また、あしきたマリンパーク再整備事業については、熊本県と連携し、旧国民年金保養センター解体跡地広場整備工事が実施されました。

なお、令和6年度の観光入込客数は、前年度比98.1%の97万2,520人となりました。

主な質疑として、サテライトオフィスの入居者数は、また移住された例はあるのかとの質疑に対し、サテライトオフィス田浦・計石それぞれに6社が入居している。事業者の社員が東京から芦北に移住されているとの答弁がありました。

次に、町有温泉事業特別会計では、機械設備の維持・修繕などを行い、利用者にきめ細やかなサービスを提供し、安全・安心な施設運営に取り組まれています。なお、令和6年度に

おける総入浴者数は、前年度比93.2%の19万3,918人となりました。

主な質疑として、無料入浴券の利用者はどれくらいかとの質疑に対し、無料入浴券利用者は高齢者と障がい者があり、両方合わせると全体利用者の5%であるとの答弁がありました。

次にスポーツ・文化振興課では、スポーツの振興において、各種団体や競技者への支援・補助により、スポーツ団体の育成や競技力向上が図られました。

文化振興においても、各種団体等への支援や補助、また文化祭・文化講演会等を開催し、町内における文化芸術活動の振興が図られています。

星野富弘美術館では、作品展示や詩画公募展及び町内外での出前講座が行われ、芸術文化の発展と「心の教育」に寄与されています。

生涯学習では、プログラムの充実において、生き生き大学・ワークショップ等が開催され、参加者の自己研鑽と生きがいづくりに寄与されています。

青少年の健全育成については、放課後子ども教室の実施や子ども広場の運営により、子どもたちの安全で安心な活動拠点づくりに努められ、また、各小学校での演奏家派遣アウトリーチ事業により、児童たちに生の演奏を届け、心豊かな子どもの育成が図られています。

主な質疑として、佐敷東の城跡の今後の調査について質疑があり、昨年度までの協議や調査を踏まえて、令和7年度から令和8年度にかけて発掘調査を実施し、その結果を広報紙等への掲載を検討しているとの答弁がありました。

次に、上下水道課では、浄化槽設置費助成事業において、16基の新規の合併浄化槽設置に対し助成され、衛生的で快適な住環境の確保が図られています。

主な質疑として、浄化槽等の普及についての質疑があり、令和6年度末現在で、町内の水洗化率は約90%であるとの答弁がありました。

水道事業会計では、町内8か所の配水管布設替工事や花岡浄水場の送水ポンプ修繕工事が実施されています。老朽化した機械設備の更新や配水管取替を計画的に進め、水道水の安定供給に努められています。なお、令和6年度の未処分利益剰余金3億4,669万2,450円のうち1億9,000万円を処分することとされています。

主な質疑として、水道管の布設替えの進捗状況はとの質疑があり、管路の総延長約111kmに対し、約13.8kmの布設替えが終了しているとの答弁がありました。

下水道事業会計の農業集落排水事業では、農業集落排水施設への接続促進に努められ、新規接続が12件、水洗化率は94.8%となっています。

また、施設の長寿命化と機能保全対策のため、芦北地区農業集落排水処理施設の原水ポンプや中継ポンプの配管修繕工事等が実施され、適切な施設管理に努められています。

生活排水処理事業では、田浦地区及び湯南団地等の浄化槽維持管理を行っており、浄化槽の処理状態及び放流水の水質状況に合わせた適正な管理が行われています。

主な質疑として、処理水への混水はあるのかとの質疑に対し、梅雨時期など雨の多い時期は不明水の流入があるとの答弁がありました。

次に、農林水産課では、農業の振興において、果樹優良品種の苗木導入やハウス新設や園内道整備などの果樹振興対策事業及び素牛購入支援、家畜伝染病予防対策支援などの家畜振興対策事業等が実施され、農家の所得向上や品質向上が図られました。

深刻化する有害鳥獣被害対策として、防護柵の設置、わな免許取得及び箱わな等の購入に対する助成、また猟友会芦北支部に助成を行い通年での有害鳥獣駆除も行われています。令和6年度の捕獲実績は、イノシシ1,638頭、シカ2,323頭、アナグマ176頭となり、捕獲数は年々増加しています。

林業の振興では、利用期に達した人工林の間伐や皆伐跡地の再造林支援、町産材を使用した住宅建築支援や木育の推進による需要拡大対策、林業後継者の育成などの事業に取り組まれました。

漁業の振興については、魚価の低迷、水産資源の減少、漁業者の高齢化や後継者不足など非常に厳しい状況が続く中、稼げる水産業づくりを目的に、地理的表示（G I）として登録された田浦銀太刀に対する支援を行うとともに、マガキの産地化に向けた取組やアサリ貝の漁獲量増加のための被覆網による保護・管理の取組に対する支援が行われています。

復旧・復興計画の農地等の復旧に関しては、農地及び農業用施設災害復旧事業として、国の補助を受けて実施する災害復旧151件のうち、農地79件及び農業用施設64件が令和7年3月までに竣工しています。また、国の補助対象とならない小規模な災害については、町単独事業により早急復旧が図られています。

主な質疑として、近年の有害鳥獣による被害額はいくらか、また被害に対する助成はあるのかとの質疑に対し、被害額は令和3年度1,580万円、令和4年度4,480万円、令和5年度4,300万円となっており、被害に対する支援はないが、被害防止対策として防護柵等の補助を行っているとの答弁がありました。

以上のことから、審査の結果、当委員会に付託されました認定第1号、令和6年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、及び認定4号、令和6年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ほか1件の特別会計の決算認定については、予算議決の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決定しました。

また、議案第36号、令和6年度芦北町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、及び議案第37号、令和6年度芦北町下水道事業会計決算の認定については、予算議決の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって剰余金の処分は可決すべきもの、併せて決算は認定すべきものと決しました。以上で建設経済文教常任委員長報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから日程第1、認定第1号から日程第8、議案第37号までを順次討論を行い、採決します。

日程第1、認定第1号、令和6年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第2、認定第2号、令和6年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号、令和6年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号、令和6年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号、令和6年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号、令和6年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第7、議案第36号、令和6年度芦北町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決及び認定であります。委員長報告のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

日程第8、議案第37号、令和6年度芦北町下水道事業会計決算の認定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することにござ異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、原案のとおり認定することに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第9 発議第3号 水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書

○議長（宮内道則君） 日程第9、発議第3号「水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林田君。

○4番（林田燿宏君） 発議第3号、令和7年9月11日、芦北町議長、宮内道則様。提出者、芦北町議会議員、林田燿宏、賛成者、芦北町議会議員、草野安道、芦北町議会議員、楠原清照。

水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書を、別紙のとおり芦北町議会規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由について説明します。

水俣病は、公式確認から70年という長い年月が経過しようとしていますが、いまだに救済を求める人たちが後を絶たない現状にあります。これは、住民のいのちと健康を守るべき行政にとって憂慮すべき事態であり、被害者の方々が生存されているうちに解決しなければならない重要な課題であります。

したがって、水俣病問題が一日も早く解決されることを要望するため意見書を提出するものです。

議員各位におかれましては、ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第10 議員派遣の件

○議長（宮内道則君） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法第100条及び会議規則第127条の規定により、議席に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について変更を生じる場合は、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第11 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第12 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第13 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮内道則君） 日程第11から日程第14までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を会議規則第36条の規定により一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、

閉会中の継続調査とすることに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第5回芦北町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

閉会 午前10時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員

芦北町議会会議録
令和7年第5回定例会

令和7年11月発行

発行人 芦北町議会議長 宮内道則

芦北町議会事務局
〒869-5498 葦北郡芦北町大字芦北 2015
電話 (0966) 82-2511